



第4次東御市地域福祉計画



はじめに



地球温暖化の影響で、深刻さを増す台風などの自然災害の発生により、私たちの健康的で穏やかな生活が脅かされています。個人の備えのほか、地域における支えあい・助けあいの重要性や、行政との連携などがより一層の課題となっております。

東御市は現在、「人と自然が織りなす幸せ交流都市 とうみ」をまちづくりの将来都市像に掲げ、協働のまちづくりを進めています。

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、全ての市民が抱える課題を横断的にとらえ、地域住民、各種団体などが主体となり、福祉サービス提供事業者や行政などと力を合わせて地域づくりを推進していく取り組みです。

本市では、これまで第3次東御市地域福祉計画に基づき、地域住民との共同体制により地域福祉を推進してまいりましたが、この度、最終年度を迎えたことから、社会福祉に係る制度や環境の変化などを踏まえ、多くの皆さまのご協力により現計画の見直しを行い、ここに新たな地域福祉5カ年計画を策定しました。

この計画は、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」を基本理念としており、市民全ての皆さまが互いに助けあい支えあいながら、自分らしく健康で安心して暮らしていけることを願うものであります。

地域で暮らす人々のさまざまな生活上の課題について、地域社会全体で取り組む東御市を実現するため、本計画に沿って、市民の皆さまとともに施策を進めてまいる所存ですので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員及び関係団体の皆さま、懇談会やアンケート等を通じて貴重なご意見、ご要望をお寄せくださいました皆さま、そして、専門的立場から本計画の策定全般にわたりご助力いただきました長野大学の皆さまに、深く感謝申し上げます。

令和2年3月

東御市長

花岡利夫

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1-P 2
- 2 東御市の他計画との位置づけ・・・・・・・・・・ P 3-P 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 4 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 5 S D G s（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み・ P 6-P 8

第2章 地域福祉の背景

- 1 人口・世帯構成の推移と推計・・・・・・・・・・ P 9-P 11
- 2 介護保険認定者（要介護・要支援）の状況・・・・・・・・ P 12
- 3 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・ P 13-P 14
- 4 生活保護及び生活困窮者の状況・・・・・・・・・・ P 15
- 5 出生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 6 ひとり親世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

第3章 地域の福祉課題と目指す基本的方向

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
- 2 基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 4 政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20-P 30

第4章 新たに盛り込まれた事項

- 1 成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・ P 31
- 2 自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 32

第5章 地域福祉推進のための仕組みづくり

- 1 地域福祉の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 33-P 34
- 2 計画の進行管理と評価体制・・・・・・・・・・ P 35

資料

- 令和元年度地域福祉についてのアンケート調査結果概要と考察・・・・ P 37-P 50
- 地域福祉計画懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・ P 51-P 53
- 地域福祉計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・ P 54-P 55
- 東御市地域福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ P 56
- 東御市地域福祉計画策定委員会設置規程・・・・・・・・ P 57
- 東御市地域福祉計画推進委員会設置規程・・・・・・・・ P 58
- 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 59-P 65

※本文中の用語に「^(*)」印をつけたものについて、資料編「用語の解説」に五十音順で説明しました。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域の住民や福祉関係者、行政等が協力し、地域社会における福祉の問題に取り組んでいくため、東御市では、平成19年3月に「東御市地域福祉計画」(H19～H23)、平成24年3月に「第2次東御市地域福祉計画」(H24～H28)、平成29年3月に「第3次東御市地域福祉計画」(H29～H31)を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

震災・豪雨・台風等災害が起こるたび、地域住民のつながり、協力、支援が重要視される中、人口減少、核家族化、高齢化、少子化、担い手不足、経済的な困窮、社会からの孤立等様々な問題が生じ、地域社会に影を落としています。

こうした現状を踏まえ、地域福祉計画の上位計画である第2次東御市総合計画・後期基本計画(以下、「総合計画」といいます。)の平成31年3月策定を受け、東御市地域福祉計画策定委員会を開催するとともに、第4次東御市地域福祉計画の策定を進めてまいりました。

策定において無作為抽出による住民アンケートを実施したほか、福祉関係団体との懇談会を実施しました。

その中で出された要望、意見等を第4次東御市地域福祉計画の政策に繋げるとともに、今後の課題として取り組んでまいります。

また、平成29年12月厚生労働省通知により、地域福祉計画に盛り込む事項とされたことに伴い、新たに策定する地域福祉計画に明記するとともに、成年後見制度の普及啓発、自殺対策推進の方策を盛り込むこととします。

高齢者、障がい者、児童をはじめ、すべての住民がお互いを理解し、支えあいながら、その人らしく健やかで、安らぎと潤いに満ちた暮らしができるまちづくりのため、地域福祉計画を策定します。

(注)「障がい」の表記について

障がい者の基本的人権を尊重する立場から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令や法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事項を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 東御市のお他計画との位置づけ

(1) 総合計画との関係

平成 16 年 4 月の合併による東御市誕生から 15 年が経った平成 31 年 3 月に、総合計画が策定されました。

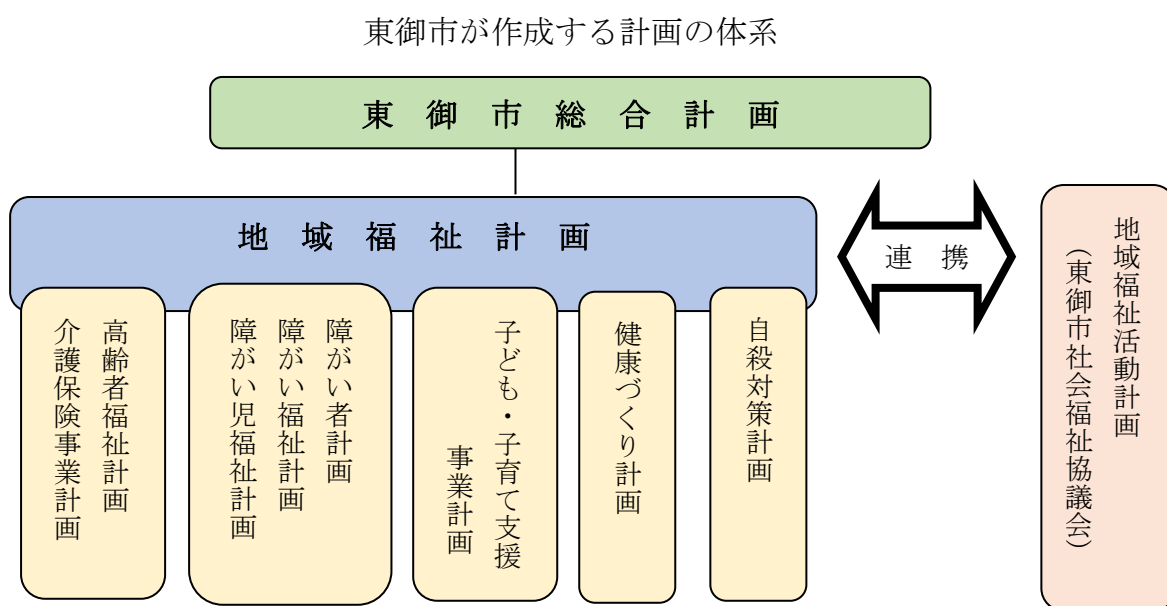
総合計画では「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」を将来都市像に掲げ、誰もが安心して生き生きと、未来に希望をもって暮らす「まちづくり」を目指すこととしています。

東御市地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に基づく計画であり、総合計画を上位計画としているため、総合計画の基本目標である『共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち』、『子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち』を踏襲しています。そのため、本計画の政策も同様です。

(2) 他の福祉計画との関係

他の福祉に関係する市の計画として、高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画、第 3 次障がい者計画、第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画、第 2 期子ども・子育て支援事業計画、第 2 次健康づくり計画、そして社会福祉協議会による第 4 期地域福祉活動計画などがあります。他の福祉に関係する計画は、地域福祉計画と一部重複する箇所もありますが、基本的にはこれらの計画を内包し、連携しあうものとの関係づけられます。

したがって、各分野別の計画には、それぞれ具体的な数値目標や施策が盛り込まれていますので、地域福祉計画においては、地域福祉推進のための基本目標、各分野に共通する課題や施策の具体化に向けた仕組みづくりなどを盛り込んでいます。



東御市分野別計画概要

東御市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	
期 間	平成30年度～令和2年度
基本理念	「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」
基本目標	① 元気で生きがいのある高齢社会を目指す ② 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

第3次東御市障がい者計画	
期 間	平成28年度～令和2年度
基本理念	「誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す」 第2次東御市総合計画前期基本計画に基づき、障がい福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図ると共に、障がいのある人もない人も、尊重し合って地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。
基本方針	① 社会的に自立し、自分らしく生きるために ② 人権尊重と社会参加を促進するために ③ 切れ目のないサービスを充実させるために ④ 安心して生活するために

第5期東御市障がい福祉計画・第1期東御市障がい児福祉計画	
期 間	平成30年度～令和2年度
基本理念	① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
基本目標	① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ② 地域生活支援拠点等の整備 ③ 福祉施設の利用者の一般就労への移行 ④ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合

第2期東御市子ども・子育て支援事業計画	
期 間	令和2年度～令和6年度
基本理念	「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」
基本目標	① 安心して子どもを産み育てられるまちを目指す ② 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す ③ 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す ④ 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

第2次東御市健康づくり計画（健康とうみ21）	
期 間	（後期）令和2年度～令和6年度
基本理念	共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち ◇生涯を通じた健康増進の推進
基本方針	① 自らの健康は自らつくる ② 食育の推進 ③ 健康を支える環境づくり

東御市自殺対策計画	
期 間	令和2年度～令和6年度
基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない東御市
基本施策	① 地域におけるネットワークの強化 ② 自殺対策を支える人材の育成 ③ 住民への啓発と周知 ④ 生きることの促進要因への支援 ⑤ 未成年者の自殺対策の強化

第4期東御市地域福祉活動計画（策定主体：東御市社会福祉協議会）	
期 間	平成31年度～令和5年度
基本理念	人とひとが 福祉でつながる まちづくり ～住民一人ひとりが尊重され、誰もが幸せを感じられる地域へ～
実施概要	① おらほの地域福祉づくり事業を軸とした地域づくりの継続 ② 地域の潜在的なニーズの把握と解決に向けた取り組み ③ 地域住民の交通手段を支える仕組みづくり ④ 新たな支えあい体制の構築と担い手の育成 ⑤ まいさぼ東御を軸とした生活困窮者支援、権利擁護の推進 ⑥ 包括的な福祉総合相談支援体制の整備

3 計画の期間

地域福祉計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、必要に応じて見直しを行い新たな課題やニーズに対応し、必要な修正を行い実効性のある計画とします。

4 計画策定の経緯

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の規定に基づき、住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う方々の意見をうかがい、反映させています。また、専門的立場から、長野大学のご協力をいただき、関連計画について内部調整を図りながら策定しました。

- ① 東御市地域福祉計画推進委員会の開催
- ② 東御市地域福祉計画策定委員会の開催
- ③ 庁内調整会議の開催
- ④ アンケート調査の実施
- ⑤ 福祉計画策定に係る懇談会の実施
- ⑥ パブリックコメントの募集

5 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



SDGsの17の目標が我が国の自治体行政とどのような関係にあり、その目標達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	水・衛生	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	経済成長と雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

	インフラ、 産業化、 イノベーション	【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な 都市	【目標11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な 生産と消費	【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―

第2章 地域福祉の背景

1 人口・世帯構成の推移と推計

(1) 人口の推移と推計

東御市発足以降の国勢調査からみると、毎回 500 人以上の人口が減少しています。そして、令和 2 年の推計人口は 29,320 人とされており、人口減少が懸念されます。

0～14 歳の年少者人口比率は減少し、65 歳以上の高齢者人口比率は増加傾向であり、少子高齢化が顕著に現れています。

年齢別人口の推移と推計

	平成 22 年	平成 27 年		令和 2 年	令和 7 年
総人口	30,696 人	30,107 人 (内、不詳 4 人)		29,320 人	28,389 人
増減数		△589 人		△787 人	△931 人
0～14 歳人口	4,345 人	4,018 人		3,715 人	3,441 人
増減数		△327 人		△303 人	△274 人
15～64 歳人口	18,527 人	17,380 人		16,284 人	15,461 人
増減数		△1,147 人		△1,096 人	△823 人
65 歳以上人口	7,817 人	8,705 人		9,321 人	9,487 人
増減数		888 人		616 人	166 人
年少者人口比率	14.2%	13.3%		12.7%	12.1%
高齢者人口比率 (高齢化率)	25.5%	28.9%		31.8%	33.4%

(資料) 平成 22・27 年国勢調査、令和 2・7 年推計値は第 2 次東御市総合計画より抜粋

(2) 地区別年齢構成

平成 16 年の市発足以降、市の一体性を推進する一方、5 つの小学校区においては、それぞれ深い歴史と文化が受け継がれています。

人口構成比は、北御牧地区以外は各地区平均していますが、共通して全地区とも高齢者人口が増加しています。

地区別年齢構成の比較

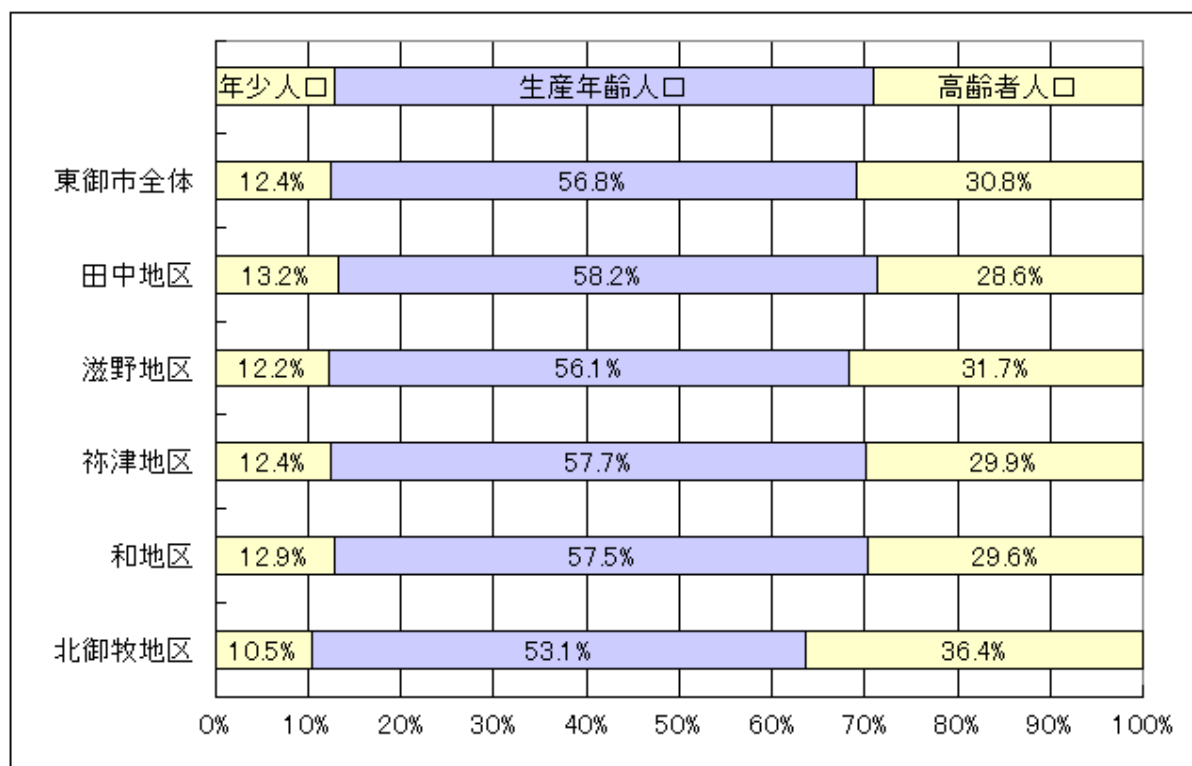
(平成 30 年 10 月 1 日現在、外国人を含む。)

地区名	総人口	年少人口 (14 歳以下)		生産年齢人口 (15～64 歳)		高齢者人口 (65 歳以上)	
			構成比		構成比		構成比
田中地区	9,082 人	1,197 人	13.2%	5,283 人	58.2%	2,602 人	28.6%
滋野地区	5,183 人	633 人	12.2%	2,908 人	56.1%	1,642 人	31.7%
祢津地区	4,974 人	616 人	12.4%	2,870 人	57.7%	1,488 人	29.9%
和地区	6,133 人	789 人	12.9%	3,530 人	57.5%	1,814 人	29.6%
北御牧地区	4,740 人	497 人	10.5%	2,515 人	53.1%	1,728 人	36.4%
東御市全体	30,112 人	3,732 人	12.4%	17,106 人	56.8%	9,274 人	30.8%

平成 28 年 10 月 1 日現在

東御市全体	30,667 人	3,979 人	13.0%	17,803 人	58.0%	8,885 人	29.0%
-------	----------	---------	-------	----------	-------	---------	-------

(資料) 東御市住民基本台帳



(3) 世帯構成の推移

総世帯数は、平成 22 年 10,787 世帯、平成 27 年 10,986 世帯、平成 30 年 11,244 世帯と世帯数は増加傾向にあります。1 世帯平均の人数は減少傾向にあり、核家族化やひとり世帯が増加していることがわかります。

高齢者人口が増加する中、高齢者世帯も増加傾向で、高齢者世帯率は平成 27 年国勢調査において 51%になりました。

世帯構成の推移

		平成 22 年	平成 27 年	平成 30 年
総世帯数		10,787 世帯	10,986 世帯	11,244 世帯
	増減数	584 世帯	199 世帯	258 世帯
1 世帯平均人数		2.85 人	2.74 人	2.69 人
	増減数	△0.21 人	△0.11 人	△0.05 人
高齢者世帯		5,174 世帯	5,603 世帯	— 世帯
	増減数	436 世帯	429 世帯	— 世帯
高齢者世帯率		48.0%	51.0%	— %
高齢者ひとり世帯		887 世帯	1,106 世帯	— 世帯
	増減数	191 世帯	219 世帯	— 世帯
高齢者夫婦世帯		1,290 世帯	1,484 世帯	— 世帯
	増減数	263 世帯	194 世帯	— 世帯
その他世帯		2,997 世帯	3,013 世帯	— 世帯
	増減数	△18 世帯	16 世帯	— 世帯

(資料) 国勢調査、平成 30 年数値は毎月人口移動調査による推計値

※「高齢者ひとり世帯」については、65 歳以上の世帯員一人の世帯数を計上しています。

※「高齢者夫婦世帯」については、夫婦（夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上）のみの世帯数を計上しています。

※「その他世帯」については、高齢者世帯（65 歳以上の方がいる世帯）から「高齢者ひとり世帯」と「高齢者夫婦世帯」を除いた世帯数を計上してあります。

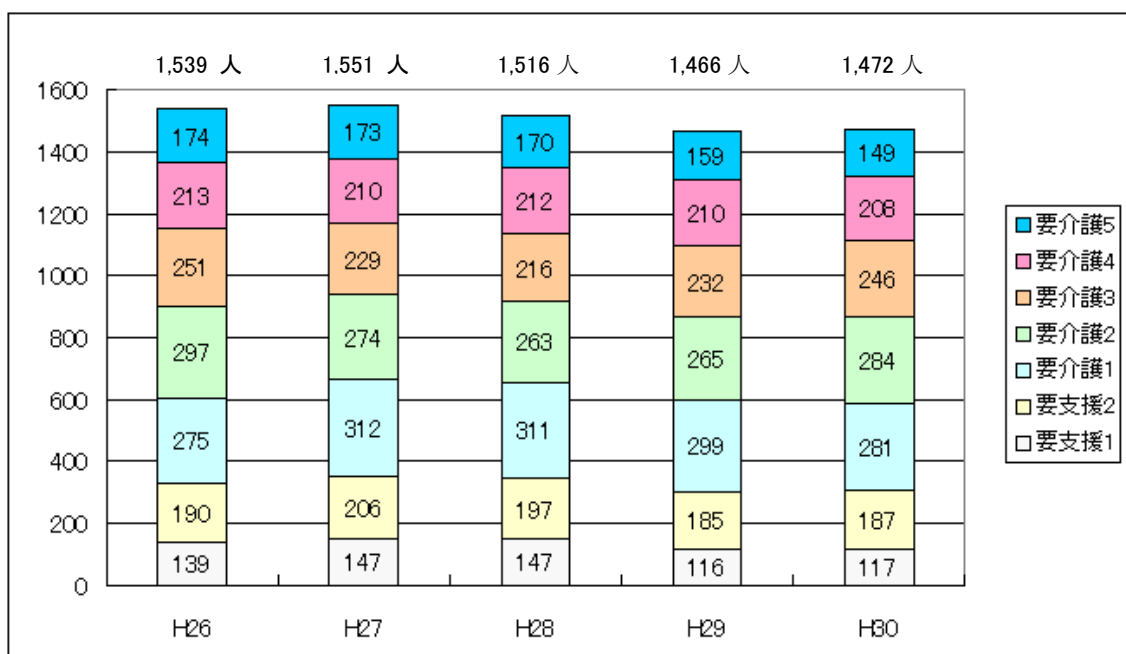
2 介護保険認定者（要介護・要支援）の状況

高齢化の進展に加え後期高齢者・ひとり暮らし世帯の増加に伴って、介護や福祉サービスを必要とする高齢者が今後も増えていくことが予測されます。

それに伴い、要介護・要支援認定者も増加していくものと予想されます。

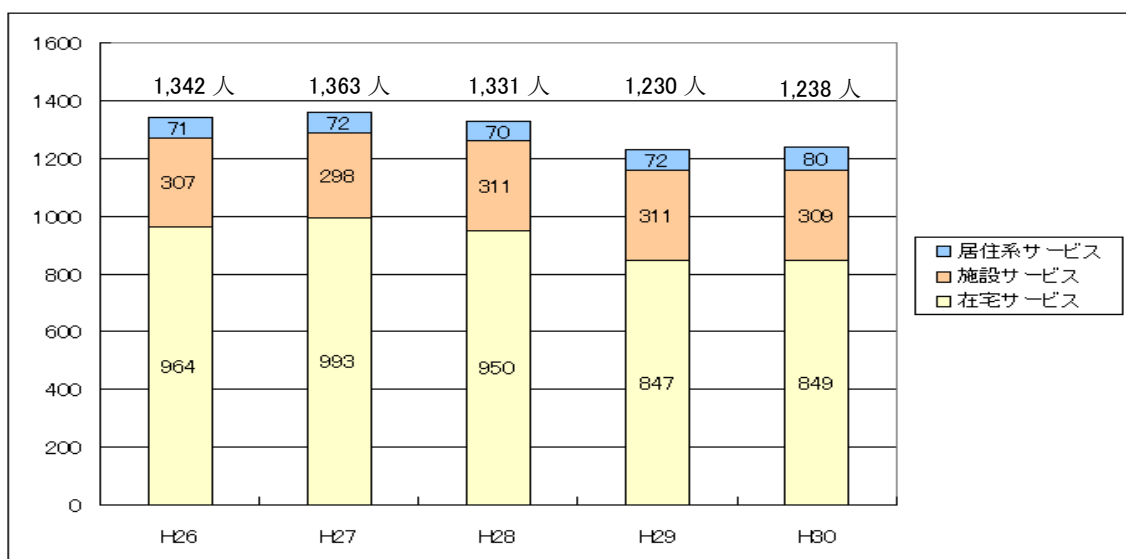
また、要介護・要支援認定者のうち、実際に介護保険サービスを受けている割合は、平成 30 年度 84%となっており、同年のサービス利用者のうち 68.6%の方が在宅サービス^(*)の利用者となっています。

要介護（要支援）認定者数の推移



(資料：高齢者係)

介護保険サービス利用状況の推移



(資料：高齢者係)

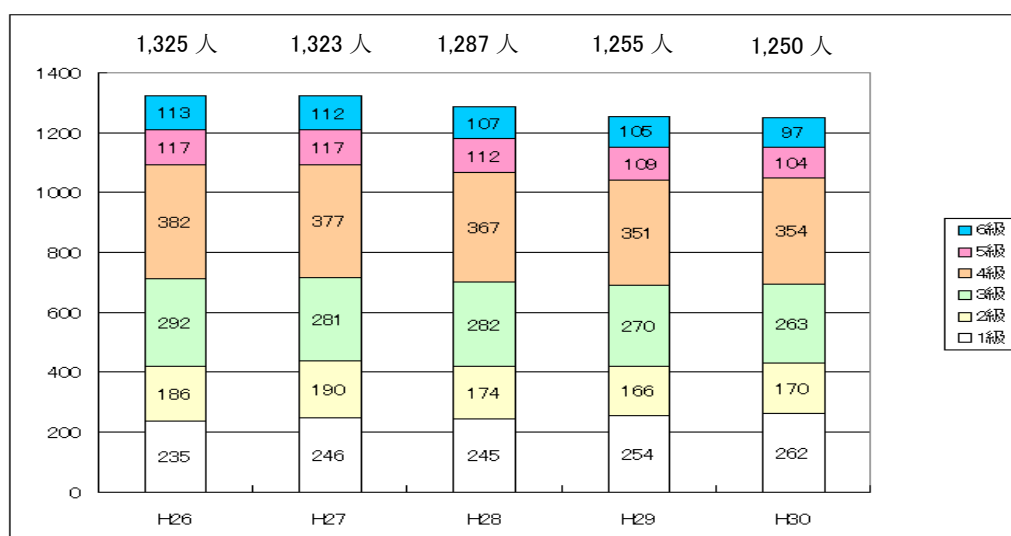
3 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳^(*)の交付を受けている人数は、平成31年3月31日現在1,250人となっています。1・2級の重度の方が432人(34.6%)、3・4級の中度の方が617人(49.4%)、5・6級の軽度の方が201人(16.0%)となっています。

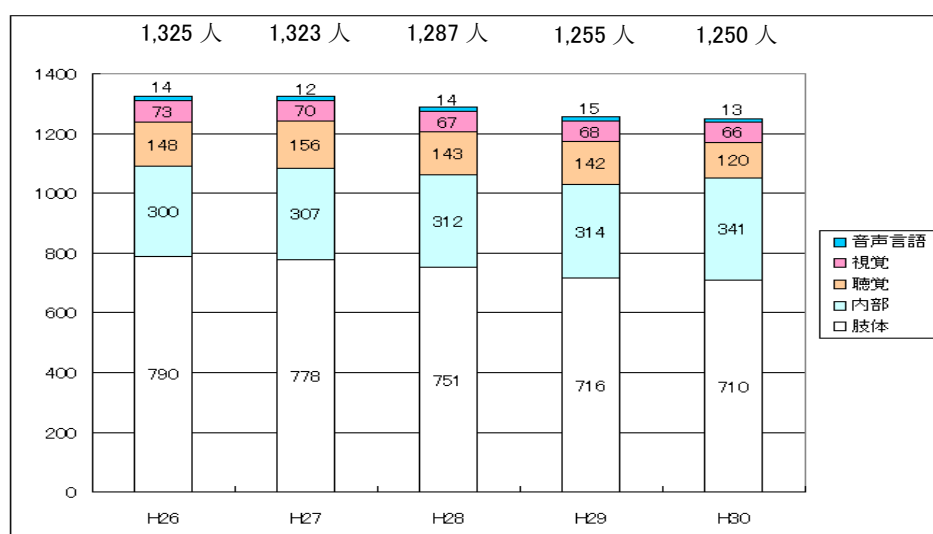
また、障害種別では、「肢体不自由^(*)」が710人(56.8%)と最も多く、「内部障がい^(*)」が341人(27.3%)、「聴覚障がい^(*)」120人(9.6%)、「視覚障がい^(*)」66人(5.3%)、「音声言語障がい^(*)」13人(1.0%)となっています。

身体障害者手帳所有者（級別）の推移



(資料：障がい者統計)

身体障害者手帳所有者（種別）の推移



(資料：障がい者統計)

(2) 知的障がい者^(*)の状況

療育手帳^(*)の交付を受けている人数（転出による施設入所者を除く）は、平成31年3月31日現在259人となっており、平成28年から30人の増となっています。また、障害程度については、重度の方は5人、中度の方は3人、軽度の方は22人増加しています。

療育手帳所持者数

（平成28年3月31日現在）

障害 程度	重度	中度		軽度	計
	A1	A2	B1	B2	
人数	65人	4人	77人	83人	229人

（資料：障がい者統計）

（平成31年3月31日現在）

障害 程度	重度	中度		軽度	計
	A1	A2	B1	B2	
人数	70人	2人	82人	105人	259人

（資料：障がい者統計）

(3) 精神障がい者^(*)の状況

精神障害者保健福祉手帳^(*)の交付を受けている人の数は、平成31年3月31日現在320人で、平成27年度に比べ62人増加しています。また、自立支援医療（精神通院医療）^(*)の対象者も528人で、92人の増加となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

（平成28年3月31日現在）

1級	2級	3級	計
121人	116人	21人	258人

自立支援医療 （精神通院）
436人

（資料：福祉援護係）

（平成31年3月31日現在）

1級	2級	3級	計
145人	151人	24人	320人

自立支援医療 （精神通院）
528人

（資料：福祉援護係）

4 生活保護及び生活困窮者の状況

(1) 生活困窮者自立支援事業の状況

平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援法が施行され、新たな生活困窮者自立支援制度^(*)がはじまりました。市では、事業運営を市社会福祉協議会へ委託し、相談窓口「東御市生活就労支援センター（愛称：まいさぼ東御）」を開設しました。

生活や仕事、心身のことなどでお困りの方に対し、相談支援員が寄り添いながら他の専門機関等と連携して、自立や問題の解決に向けた支援を行っています。

平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度^(*)に関する支援状況

(単位：件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新規相談 受付数	11	7	4	10	8	3	8	8	8	6	5	6	84

(資料：福祉援護係)

(2) 生活保護事業の状況

東御市における生活保護受給世帯は、平成 26 年度から 30 年度にかけて大きな変動もなく推移しています。

世帯の割合としては、高齢者世帯が半数以上を占めるほか、近年では傷病・障がい者世帯の割合も増加しつつあります。

生活保護世帯類型別被保護世帯の状況

(単位：世帯)

年 度	単 身 世 帯			2 人 以 上 の 世 帯				計
	高齢者	傷病障害	その他	高齢者	傷病障害	母子	その他	
26	43	25	10	4	7	4	4	97
27	44	21	11	4	5	4	4	93
28	44	23	13	4	5	2	5	96
29	47	21	12	5	3	2	2	92
30	44	18	16	4	5	2	3	92

(資料：福祉援護係)

5 出生の状況

出生数は、平成 28 年、29 年に減少しましたが、平成 30 年には 234 人まで回復しました。合計特殊出生率^(*) 全国の値を上回っていますが、県の値を下回る年がありました。

出生数の推移

(単位：人)

年	26	27	28	29	30
出生数	223	233	208	203	234

(資料：平成 30 年度東御市保健衛生)

合計特殊出生率^(*)の推移

(単位：人)

年	東御市	長野県	全国
26	1.55	1.54	1.42
27	1.56	1.58	1.45
28	1.46	1.59	1.44
29	1.50	1.56	1.43
30	1.69	1.57	1.42

(資料：平成 30 年度東御市保健衛生)

6 ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、父子家庭の減少に伴い減少傾向となっています。

ひとり親世帯数の推移

(単位：世帯)

年度	総世帯数	うち	
		母子家庭	父子家庭
26	384	352	32
27	380	349	31
28	384	354	30
29	381	350	31
30	373	347	26

(資料：福祉援護係)

第3章 地域の福祉課題と目指す基本的方向

上位計画である第2次東御市総合計画・後期基本計画の基本目標を本計画の基本理念に掲げ、地域福祉における目標とします。

高齢者、障がい者、児童をはじめ、すべての住民がお互いを理解し支えあいながら、その人らしく健やかで安らぎと潤いに満ちた暮らしができるまちづくりのための地域福祉を推進していきます。

1 基本理念

**I 共に支えあい、
みんなが元気に暮らせるまち**

**II 子どもも大人も輝き、
人と文化を育むまち**

2 基本原則

東御市の地域福祉に対する原則として、第1次地域福祉計画から継承しています。

一人ひとりの思いを大切に（個人の尊重）

地域に暮らす一人ひとりが、児童も高齢者も障がいのある人もない人も、その地域を構成しています。お互いの立場、人権を尊重しあうことがなによりも大切です。

同じ地域に暮らす仲間として認め合いながら、偏見や差別のない地域づくりのために、お互いを理解しあい、その人らしく安心して暮らしていけることが重要です。

地域 みんなが主役です（住民参画・協働）

市をはじめとする行政機関を中心に、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉などさまざまな福祉施策が講じられてきましたが、一人ひとりのニーズが多様であるため、行政の福祉施策だけでは、地域で暮らす人々全ての課題への対応が難しくなっています。

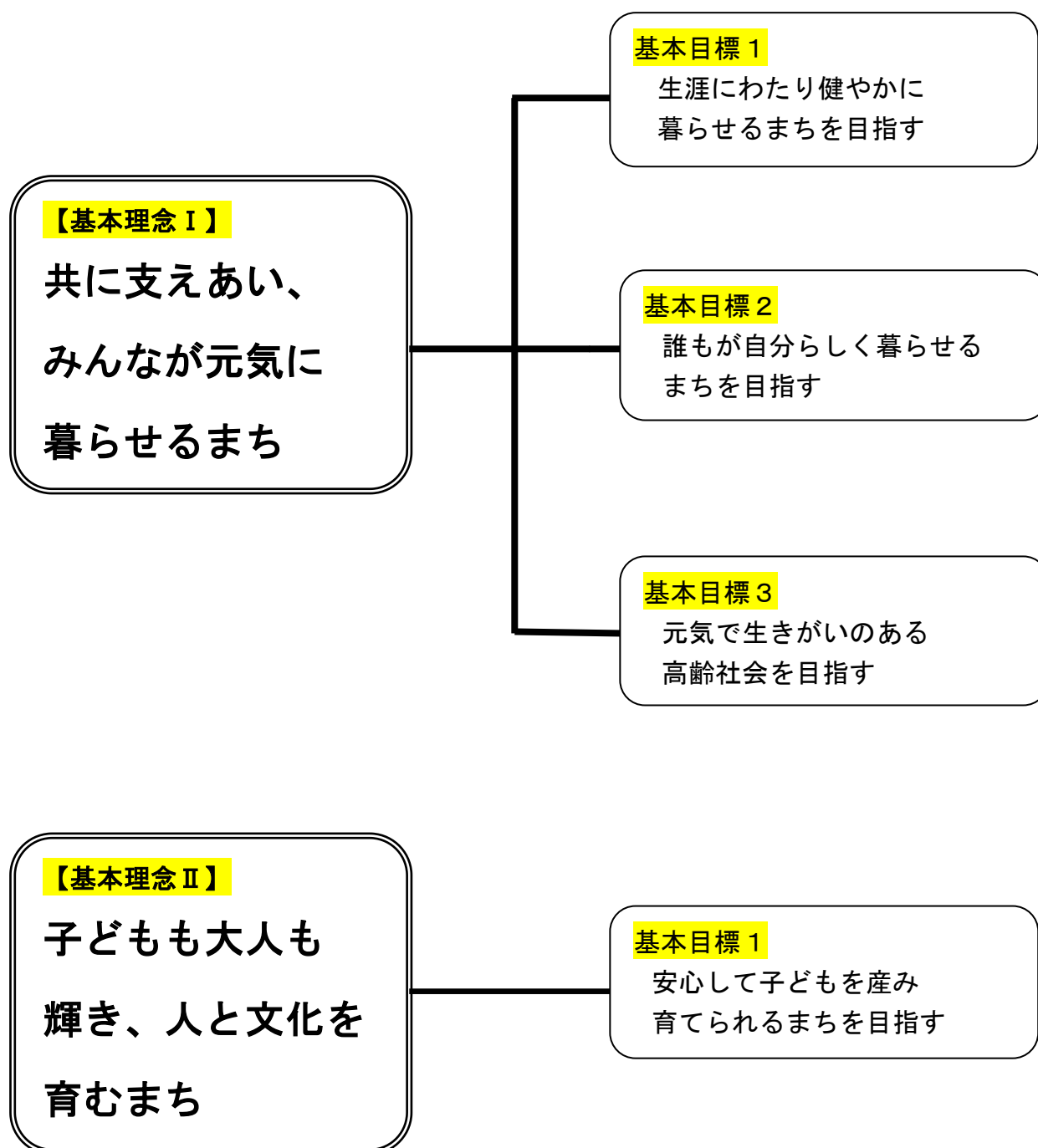
多様化する地域での課題解決には、行政のみならず、地域の皆さんが主体的に参画し、地域の課題を自らの課題として受け止めることが大事になっています。市、社会福祉協議会、地域、ボランティア団体、福祉サービス事業者等さまざまな組織と協働し、課題の解決に向けて自らも、自分のこととして行動していくことが必要です。

地域で暮らしていくこと全般を捉えることが重要です（総合的対応）

地域での生活課題は多様であり、一人ひとりの課題は千差万別です。一つひとつの問題解決だけでなく、その人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、その人が中心となる家族、友人・知人、地域までも視野に捉えて総合的に課題解決への方策を探っていくことが大切です。行政は、「保健・医療・福祉の連携」に留まらず、地域福祉推進のために内外の関係機関と連携し、誰もが地域で安心して暮らしていくために、生活基盤全般にわたり、総合的に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

3 基本目標

基本理念実現のため、基本原則に基づき次のように基本目標を設定します。



4 政策

基本目標実現のため、次のように地域福祉政策を推進していきます。

【基本理念】 I 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

【基本目標 1】

生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

【政策】 1 生涯を通じた健康増進の推進

現状と課題

健康診査及び各種検診の推奨が生活習慣病などの改善につながっていますが、該当者と予備軍はまだ相当数いるものと推察されることから、自分の健康状態を知るための定期的な健診受診を促し「自らの健康は自らつくる」意識を醸成します。

地域と連携した各種取り組みにより 60 歳以上の層を中心に健康づくりへの意識は広がっています。さらに地域が主体となっていく健康づくり活動の拡充と、働き盛り世代への健康づくりに対する啓発を行う必要があります。

社会構造の変化と核家族化の進展などにより、妊娠、出産、子育てに対して近親者の支援が得られにくくなっており、育児の孤立化が懸念されます。保護者の不安や負担が軽減され、良好な親子関係の下で、子どもが好ましい生活習慣を身につけ健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が必要です。

生活スタイルの多様化により、食生活や栄養バランスが乱れがちになっています。命の礎となる「食」に関心と感謝の心を持ち、好ましい食習慣を選択し実践する力を身につけることが、健康的な生活を送るために重要となります。

ストレスや悩みを抱え、心の健康に不安を感じる人の割合が増えています。独りで抱え込まないよう相談しやすい環境づくりと相談窓口の周知を図ることに加え、悩んでいる人に気づき、見守り、支援につなげる役割を担える人材が地域に求められます。

目指す姿

自らの健康は自らつくることを基本に、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、心身ともに健康で元気なまちを目指します。

生きることの包括的な支援を行い、誰もが自殺に追い込まれることのない東御市を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・健康診査及び各種検診の受診を推進し、疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、健康の自己管理意識を醸成する
- ・講演会や運動教室等の健康づくり事業を実施し、好ましい生活習慣の普及啓発と健康づくり意識の高揚を図る
- ・地区保健補導員会と地域づくり協議会が連携して行う学習会やウォーキング教室等、地域主体の健康づくり活動を支援する
- ・乳幼児健診及び母子を対象とした訪問、相談、保健指導等により、疾病及び障がいの早期発見、早期支援を図るとともに、母子の心身の健康保持と愛着形成を支援する
- ・適塩、適糖、適量を推奨し、健康的な食事と好ましい食習慣の普及啓発を図るとともに、食育ボランティア団体が行う食生活改善のための料理教室や子どもへの食育活動を支援する
- ・医師等による相談や精神保健講座等により精神疾患に対する正しい知識の普及と理解を促進するとともに、医療、福祉等支援機関へのつなぎ並びに各種相談窓口の周知を行う
- ・自殺に対する正しい知識の普及啓発と相談窓口の周知、ゲートキーパー人材育成講座等を実施するとともに、関係部署、機関等と連携して「生きることの包括的な支援」を行う
- ・特定健康診査、特定保健指導により生活習慣病の発症と重症化を防止するとともに、被保険者への医療費通知やジェネリック医薬品の利用啓発等を行い、国民健康保険に係る医療費の適正化を推進する



※政策ごとに SDGs(持続可能な開発目標)のアイコンを表示しています。

個別計画

東御市健康づくり計画（母子保健計画、食育推進計画を内包）

東御市自殺対策計画

東御市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）

【基本目標 2】

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

【政策】 1 ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と

生活の安定

現状と課題

ひとり親世帯、生活保護世帯、生活困窮世帯に対しては、関係機関と連携し、相談及び就労支援を強化し、生活の安定や自立に向けた取り組みを行っています。

部局間の横断的な連携を図り、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援を実践していくことが課題です。

目指す姿

ひとり親世帯、生活に不安を抱える世帯への生活支援や自立支援を進めることによって、生活への不安を解消し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・ひとり親支援事業においては、自立に向けて有効性の高い「高等職業訓練促進給付事業」や「自立支援訓練給付事業」を中心に更なる事業展開の強化を図る
- ・生活保護、生活困窮者自立支援事業においては、各事業の更なる周知を図るとともに、関係機関と連携し、利用者のニーズに沿いながら生活支援や自立支援を展開する
- ・母子父子自立支援員、家庭児童相談員などの専門職員の配置



【政策】 2 支えあう地域福祉づくりの推進

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄化する中、地域、隣近所の絆を深め、共に支えあいながら暮らせる体制づくりが重要となってきました。地域、団体、行政、社会福祉協議会などの多様な機関が連携した支えあいの体制づくりの構築が課題です。

高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする要配慮者^(*)を地域で把握するため、災害時支えあい台帳の整備を推進しています。未整備の区への作成推進を図る必要があります。

目指す姿

地域で暮らす一人ひとりの市民が主役になって、地域の絆を深め、共に支えあいながらまとまりを育むことにより、福祉が充実した地域社会の実現を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を行う
- ・災害時支えあい台帳^(*)について自治推進委員会で説明を行い、作成・更新を推進する
- ・民生委員・児童（福祉）委員の高齢者、障がい者、子育て世帯への訪問活動からの情報提供により福祉対応を実施する
- ・地域福祉ボランティアの育成とボランティア団体への活動を支援する



個別計画

東御市地域福祉計画

【政策】 3 障がい者（児）福祉の充実

現状と課題

障がい者（児）や家族、関係機関が連携し、必要なサービスの提供に努めています。障がい者（児）の方一人ひとりのニーズに沿ったサービス支援を充実させることが課題です。

目指す姿

障がい者（児）が福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図るとともに、障がいのある人もない人も尊重しあって地域で安心して暮らすことができることを目指します。

《具体的な取り組み》

- ・障害者総合支援法等による多岐にわたる障がい福祉サービスの提供を適切に実施するとともに、ひとりひとりの特性に寄り添いながら、相談業務と情報提供を行う
- ・上小圏域障害者総合支援センターと連携を図り、地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援拠点整備の取組みを実施する
- ・人権尊重と社会参加を促進するために、「障がいへの理解と権利擁護の促進」等を強化する
- ・切れ目のないサービスを充実させるために、「療育体制」等の充実を図る
- ・安心して生活するために、「福祉のまちづくりや防災・防犯対策」等の推進を図る



個別計画

東御市障がい者計画
東御市障がい福祉計画
東御市障がい児福祉計画

【政策】 4 虐待防止の推進

現状と課題

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の4つの虐待の件数は、一定の水準のまま推移しています。4つの虐待防止のため、関係機関との連携強化、さらには、未然に防ぐ関係者のスキルアップが課題です。

目指す姿

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の防止、早期発見、早期相談、早期対応、早期支援に関する施策を推進するとともに権利擁護^(*)体制の充実を図り、安心して生活を営めることを目指します。

《具体的な取り組み》

- ・市職員、地域包括支援センター職員が権利擁護の身近な相談窓口となり、児童相談所、福祉事業者、警察などの関係機関との連携を図り、早期発見、早期対応に努める
- ・虐待等に関する講演会を開催し、市民への啓発を行う
- ・関係者のスキルアップを図るため研修等を実施する
- ・成年後見制度の利用促進を図る



個別計画

東御市障がい者計画
東御市高齢者福祉計画
介護保険事業計画
東御市子ども・子育て支援事業計画

【基本目標 3】

元気で生きがいのある高齢社会を目指す

【政策】 1 高齢者が活躍するまちづくりの推進

現状と課題

シルバー人材センター、高齢者クラブ共に組織の高齢化が進んでいます。社会情勢の変化に合わせて、高齢者が活躍できる環境づくりを創出することが課題です。

目指す姿

高齢者の生きがいづくり、健康づくりの機会の充実を図るとともに、高齢者が経験と知識を活かしながら、地域において生涯現役として活躍できる環境づくりを進め、高齢者がいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指します。

《具体的な取り組み》

- ・シルバー人材センターへの支援を行う
- ・高齢者クラブへの支援を行う
- ・いきいきサロン活動への支援
- ・介護予防教室等の開催



個別計画

東御市高齢者福祉計画

【政策】 2 介護予防（フレイル^(*)対策）の推進

現状と課題

高齢者の介護予防に対する意識が高まり、一般介護予防教室への参加者が増え、介護予防につながっています。今後、フレイル予防に関する啓発や、フレイル予防に重点をおいた栄養・運動指導などの充実が求められています。

目指す姿

高齢者のフレイル（虚弱）予防対策を取り入れ、地域とのつながりの中で、健康でいきいきと、その人らしく自立して暮らし続けることを目指します。

《具体的な取り組み》

- ・フレイル予防の講演会等を開催し、啓発を行う
- ・健脚度測定やフレイルチェックを行い要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防事業へつなげる



個別計画

東御市高齢者福祉計画
東御市介護保険事業計画

【政策】 3 地域包括ケアシステムの確立

現状と課題

本市の高齢化率は、平成 29 年（2017 年）4 月時点で 30.1%となっており、令和 7 年（2025 年）には 33.8%と推計されています。高齢化が進む中、医療と介護の連携や認知症対策だけでなく、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

目指す姿

介護や医療が必要な状態になっても、高齢者が安心して身近な地域でその人の能力に応じて自立した生活を在宅で送れるよう、地域で支えることができる包括支援体制の確立を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・認知症の正しい理解とその家族を温かく見守ることのできるサポーターの養成を行う
- ・認知症初期集中支援チームの活動の充実により、適切な医療やサービスにつなげる
- ・生活支援協議体^(*)と生活支援コーディネーター^(*)が小学校区単位のモデル区を選定しながら、地域の支えあい体制を推進する
- ・多職種連携会議を開催し、専門職のネットワークを構築する
- ・地域ケア推進会議・個別ケア会議開催の充実による地域の課題抽出や社会資源を発掘し、地域づくりを推進する



個別計画

東御市高齢者福祉計画
東御市介護保険事業計画

【基本理念】Ⅱ 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

【基本目標 1】

安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

【政策】 1 子育て家庭への細やかな支援の充実

現状と課題

子育てをするために“良好な愛着を形成する”ことを重点的に支援しています。早期の愛着形成、育児の孤立化、虐待の予防のため、総合的かつ継続的に支援していくことが求められています。

子育て世代のニーズを把握し、サークル活動などを通じて交流を広げるとともに、ボランティアの育成や活動支援を行っています。

中高校生が結婚や子育てに関心が持てるよう、子育て世代などとの交流を推進していくことが課題です。

目指す姿

家庭や地域に子どもがいる幸福感を実感できるよう、子育て家庭への細やかな支援を推進し、地域とともに子どもを安心して産み育てられる環境を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・子育て支援センター管理運営・子育て応援ポータルサイト
- ・子育てフェスティバル・子育て支援事業 ・養育支援訪問事業
- ・各教室の開催・子育て短期支援事業 ・発達支援事業
- ・ポータルサイト^(*)の運営・管理の実施



個別計画

東御市子ども・子育て支援事業計画

【政策】2 より豊かな幼児教育、保育の実践

現状と課題

子どもたちが心身ともに健やかに成長することを目的に、運動遊びや信州型自然保育^(*)、食育事業を行っています。

多様な幼児教育・保育ニーズに応えられるよう、保育士の確保と質の高いサービスの提供など保育環境の充実が求められています。

早期療育支援体制を構築し、園が中心となり5歳児発達相談事業を実施しています。

発達支援は、医療、保健、保育、教育、福祉、子育て支援と多岐にわたる連携が求められ、リアルタイムでの情報共有が必要です。

目指す姿

発達特性を早期に発見し適切な療育を促す支援をするとともに、幼児の自発性、好奇心などを重視した取り組みにより、生涯の生活の基礎となる生きる力を育み、より豊かな幼児教育・保育の実現を目指します。

《具体的な取り組み》

- ・ 幼児教育・保育施設環境の整備
- ・ 特別保育^(*)の充実
- ・ 運動遊び事業
- ・ 信州型自然保育^(*)
- ・ 食育事業
- ・ 5歳児発達相談事業
- ・ 保育士等研修事業
- ・ 発達支援事業



個別計画

東御市子ども・子育て支援事業計画

○ 成年後見制度の利用促進

1 趣旨

判断能力が十分でない認知症高齢者や障がいのある方等が安心して地域で生活できるよう、当事者の権利と財産が守られ必要な援助が受けられる、成年後見制度の利用促進に努めます。

2 基本方針

- (1) 権利擁護支援の必要な人の調査・把握・支援を行うとともに、早期の段階からの相談・対応体制の整備、また、意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を進めます。
- (2) 高齢者や障がいのある方等の権利擁護支援に向けて中核機関を設置し、制度利用における相談支援や広報啓発などに取り組みます。また、当事者を中心とする「チーム」を支援する仕組みをつくり、専門職団体・関係機関が連携、協力する「協議会」を設置し、地域連携ネットワークの構築を進めます。
- (3) 市民後見人の育成や活動支援について取り組みます。
- (4) 成年後見制度の利用に係る費用の負担が困難な人に対して、申立てに必要な審判請求費用や、専門職後見人等に対する助成を行い、制度の利用促進を図ります。

○ 自殺対策の推進

1 趣旨

我が国では、平成 10 年から年間自殺者数が 3 万人を超える状態が続いたことから、その状況を解消するため、平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定、翌年に「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて自殺対策を推進してきました。

その成果もあり、自殺者数は平成 22 年から減少に転じ、平成 30 年は 21,000 人を下回るまでになりましたが、依然として多くの方が自ら命を絶たれており、自殺死亡率も主要先進 7 か国の中で最も高く、特に若年層の死亡原因の 1 位が自殺であるという非常事態はいまだ続いている状況です。

東御市においても毎年数名の方が自殺に追い込まれている状況にあることから、この改善を図るため、自殺対策の基本方針及び具体的な施策等を明確にした「自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら自殺予防に資する取り組みを総合的に推進することで、「だれも自殺に追い込まれることのない東御市」の実現を目指します。

2 基本施策、重点施策

基本施策	重点施策
(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 住民への啓発と周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 未成年者の自殺対策の強化	(1) 勤務問題対策 (2) 生活困窮者、無職者、失業者対策 (3) 高齢者対策 (4) 自殺未遂者等ハイリスク者対策

第5章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉の推進体制

地域の福祉活動を推進する原動力は、市民の皆さんです。

この活動が活発かつ継続して行われるよう、活動内容と担う役割を明確にし、地域の取り組みに対する支援や、活動しやすい環境づくりなどを、市として推進していくための体制を整備します。

(1) 市民・ボランティア・NPOなどの役割

市民一人ひとりは、地域社会の構成員であることを認識することが大切です。例えば、災害が起こった際の体制、対応、自分たちで何ができるか、市民全員の安全をどう確保するかを考えていかなければなりません。そのためには自分が住む地域について関心を持ち、地域で起こっている課題を自分たちで考え、解決していくこと、そして、その取り組みを実践できるよう住民皆が話し合う場を持ち、常日頃から隣近所と交流をし、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが期待されます。

ボランティア・NPOなどは、その活動内容を充実させるとともに、必要なところへ必要なものを提供する、多様化する福祉ニーズに対応していくことが期待されます。

(2) 区の役割

区は、地域福祉の担い手の中心となる中核組織です。区には福祉の担い手として福祉運営委員^(*)、保健補導員、日赤奉仕団員^(*)、消防団員などがいます。福祉推進の充実を図るため情報の共有や連携のほか、いざという時どう対応するかを防災訓練等において想定しながら訓練し、備えていくことが期待されます。

(3) 民生児童委員の役割

厚生労働大臣から委嘱される民生児童委員は、市民の生活状態の把握、市民への福祉サービスの情報提供等を基本として活動しています。さらに、地域と連携しながら地域福祉活動の担い手の一人となる役割を担っています。

市の民生児童委員は75人、主任児童委員は6人で活動しています。

(4) 福祉事業者の役割

福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用される方の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、福祉事業者も地域の一員として、社会貢献活動など、実践による福祉のまちづくりへの参加など、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、地域住民主体の活動を支援していく重要な役割を担っています。

また、社会福祉協議会は行政と連携して、本計画の推進役を担い、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

毎年実施される地域福祉懇談会など、地域住民やその他の団体を交えた意見交換等を行いながら、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

(6) 行政の役割

地域福祉の向上のために、行政は市民一人ひとりの幸せづくりを目指して、福祉施策を総合的に進めることが求められています。

しかし、地域福祉の推進を図るためには、行政の力だけでは限界があります。そこで、地域で活動している社会福祉関係機関、施設、団体やボランティア、NPOが重要な役割を果たします。

本市では、こうした地域の活力と積極的に連携、協働し、地域一丸となって地域福祉の向上に取り組みます。

2 計画の進行管理と評価体制

本計画の進行を管理していくために、高齢者・障がい者・児童福祉や子育て支援、健康づくりをはじめ、多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。関係事業の基礎データを整理し、本計画の推進方策との整合性も含めて、事業の点検、評価、改善へと結び付けます。

地域福祉の推進には、市民、関係団体、福祉事業者など地域に関わる多様な主体と市が協働^(*)して取り組む必要があることから、市だけではなく、地域福祉計画策定委員会委員を母体とした「地域福祉計画推進委員会」を開催する中で進捗状況などについて意見をうかがい、政策に沿った具体的な取り組みについての評価をいただき、計画の進行管理を行います。

【資 料】

令和元年度
地域福祉についてのアンケート
調査結果概要と考察

I 調査の目的・概要

1 調査目的

現計画が最終年を迎えることから、新計画策定に向けてアンケート調査を実施し、比較検討を行う。

2 調査期間

令和元年8月20日 ～ 9月6日

3 対象者、回収状況、内容

○対象者 市内に住所を有する16歳以上の方、1,000人に調査票を郵送。

○回収状況 363人の方から回答。（回収率 36.3%）

○東御市の地域福祉についてのアンケート内容

区分	設問番号	設問内容
1 回答者の状況について	問1	性別
	問2	年代
	問3	お住まいの地区
	問4	東御市にお住まいの年数
	問5	世帯構成
	問6	生きがいや楽しみ
2 東御市の現状について (満足度、要望)	問7	指定した項目についての満足度
	問8	安心して暮らしていくために望むこと
3 お住まいの地区の状況	問9	地区の今後について心配していること
	問10	隣り近所のお付き合いの状況
	問11	隣り近所でお互いに助け合うことについて (隣近所での助け合いに肯定的な方への再質問)
	問12	今後、地区で協力して取り組んで行くことが、必要と思うこと
	問13	近所に問題を抱えている人がいた場合の対応
	問14	心配事などの相談状況
4 心配事の相談先等	問14-2	「相談したことがない」方へ、その理由
	問15	「相談したことがある」方へ、相談先
	問16	現在心配していること
5 生活困窮者 自立支援制度	問17	「生活困窮者自立支援制度」の認知度
	問18	生活困窮の問題や支援制度について、具体的に必要な支援
	問19	生活困窮に対して地域でできること
6 ボランティア活動、 地域活動等への 参加状況等	問20	ボランティア活動への参加状況
	問20-2	今後のボランティア活動への参加意思
	問21	地域活動などへの参加状況
	問22	地区の行事への参加状況
7 災害時の支援	問23	被災した時に援助してくれる人
	問24	「災害時支え合い台帳」の認知度
	問25	「避難支援者」としてお願いされた場合の対応
	問26	災害や緊急時の安否確認や支援を行うための体制
8 関係情報の取得先	問27	福祉に関する情報の取得方法
9 成年後見制度について	問28	「成年後見制度」の認知度
10 再犯防止法について	問29	「再犯防止法」の認知度
	問30	再犯防止の具体的な支援
	問31	「更生保護サポートセンター」の認知度

*自由意見では、多くのご意見ご要望をお寄せいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見ご要望は政策に繋げるとともに、今後の検討課題とさせていただきます。

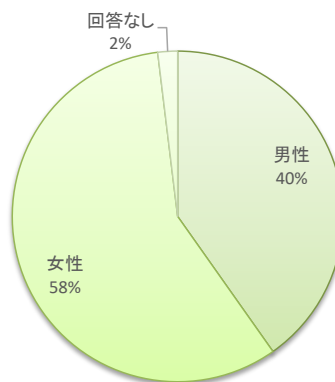
Ⅱ アンケート結果の概要

(単位:人)

1 回答者の状況について

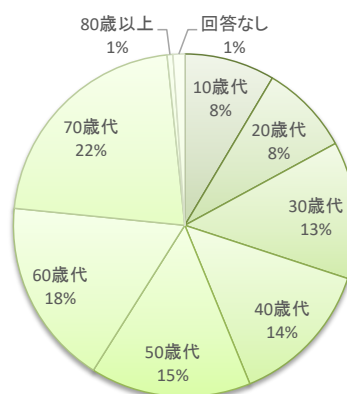
問1 回答者の性別

男性	146
女性	210
回答なし	7
	363



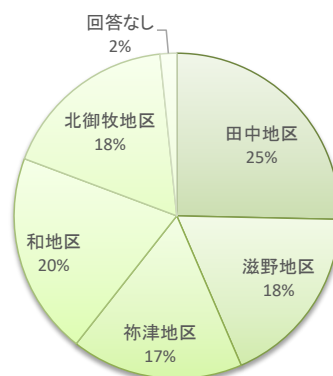
問2 回答者の年代

10歳代	31
20歳代	31
30歳代	47
40歳代	50
50歳代	55
60歳代	64
70歳代	79
80歳以上	2
回答なし	4
	363



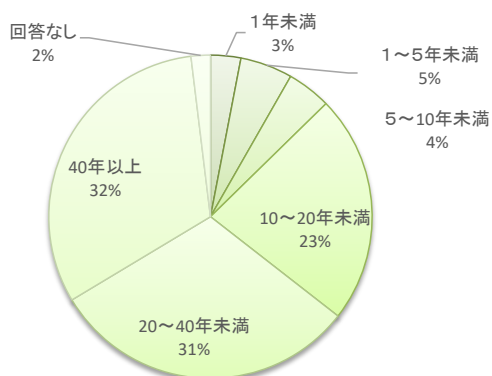
問3 お住まいの地区

田中地区	92
滋野地区	66
祢津地区	62
和地区	73
北御牧地区	64
回答なし	6
	363



問4 東御市にお住まいの年数

1年未満	11
1～5年未満	19
5～10年未満	16
10～20年未満	83
20～40年未満	112
40年以上	115
回答なし	7
	363

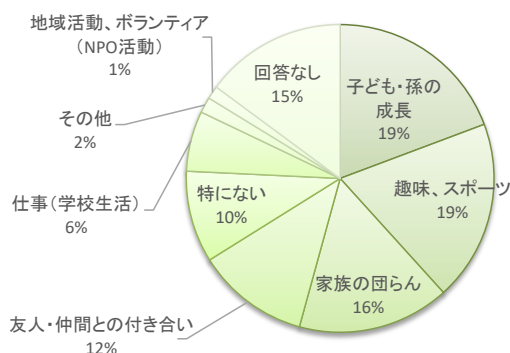


問5 世帯構成

回答なし	8
1人世帯	33
（生産年齢）	19
（高齢者）	14
2人以上世帯	322
（生産年齢のみ）	74
（高齢者のみ）	59
（乳幼児＋生産年齢）	70
（乳幼児＋生産年齢＋高齢者）	28
（生産年齢＋高齢者）	91

問6 生きがいや楽しみ

子ども・孫の成長	70
趣味、スポーツ	69
家族の団らん	58
友人・仲間との付き合い	43
特にない	35
仕事（学校生活）	23
その他	6
地域活動、ボランティア（NPO活動）	5
回答なし	54
	363



家族や人との関わり、つながりに生きがいを感じている方が多いことがわかります。

2 東御市の現状について（満足度、要望）

問7 満足度

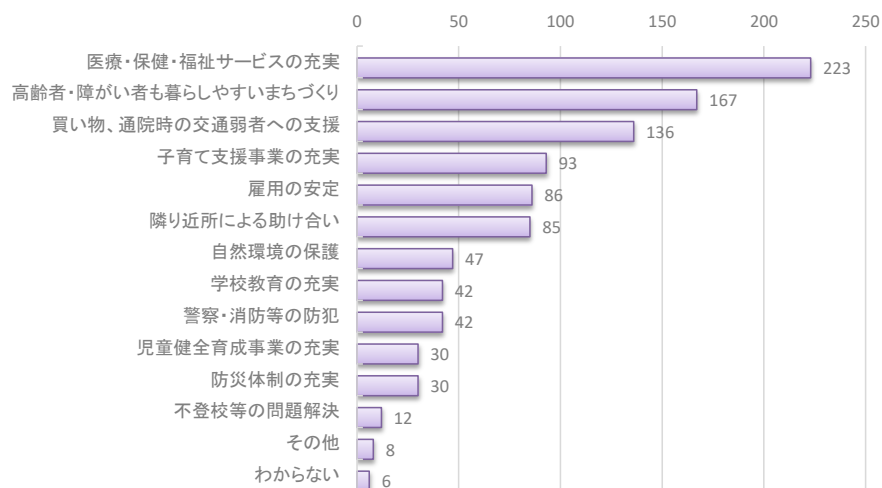
	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	回答なし	※満足度	※わからない度
隣り近所との関係	94	167	41	14	42	5	83%	12%
区、公民館の活動	61	145	54	17	76	10	74%	21%
子どもの育成会活動	38	113	28	4	171	9	83%	47%
子育て世帯への支援	31	105	35	18	166	8	72%	46%
高齢者世帯への支援	21	96	56	20	160	10	61%	44%
障がいのある方の暮らしやすさ	11	65	50	16	213	8	54%	59%
防災体制	37	152	49	17	99	9	74%	27%
災害時の弱者への支援	14	82	50	15	192	10	60%	53%
買い物、通院等の利便	50	148	76	60	23	6	59%	6%
公的手続きの利便	27	125	82	47	72	10	54%	20%

※満足度：「回答なし」及び「わからない」とした回答を除いて算出。

※わからない度：「わからない」とした回答した者の割合。

各支援体制の満足度にばらつきがみられます。

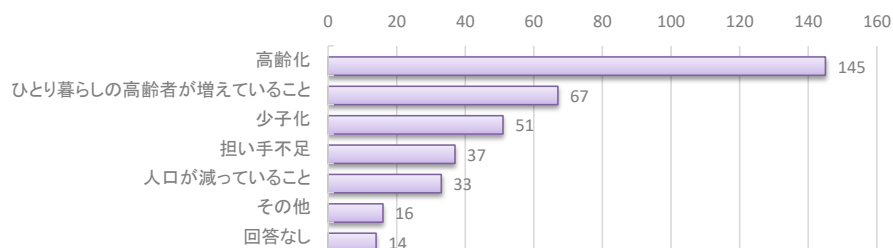
問8 安心して暮らしていくために望むこと



安心して暮らしていくためには、サービスの充実、誰もが暮らしやすい街づくりが求められています。

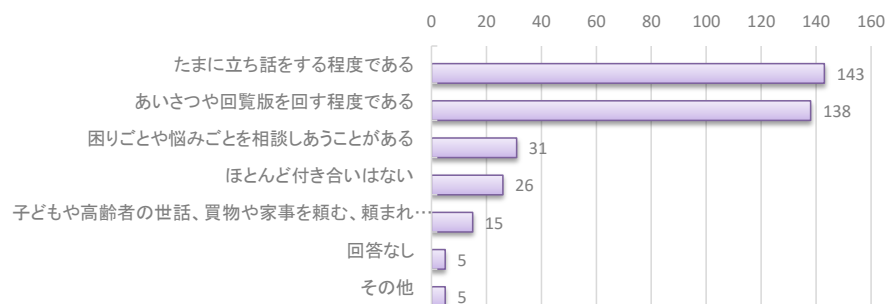
3 お住まいの地区の状況

問9 地区の今後について心配していること



人口減少よりも、少子高齢化を心配していることがわかります。

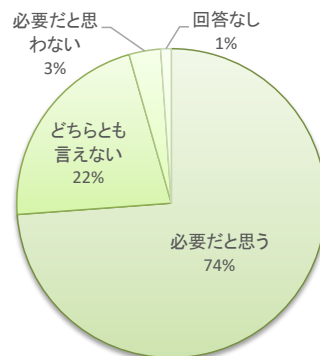
問10 隣り近所のお付き合いの状況



「困りごとや悩みを相談」が31人（8.5%）と隣り近所の関係が「挨拶程度」になってきており、希薄化が進行していますが、問7での隣り近所との関係の満足度は83%です。

問11 隣り近所でお互いに助け合うことについて

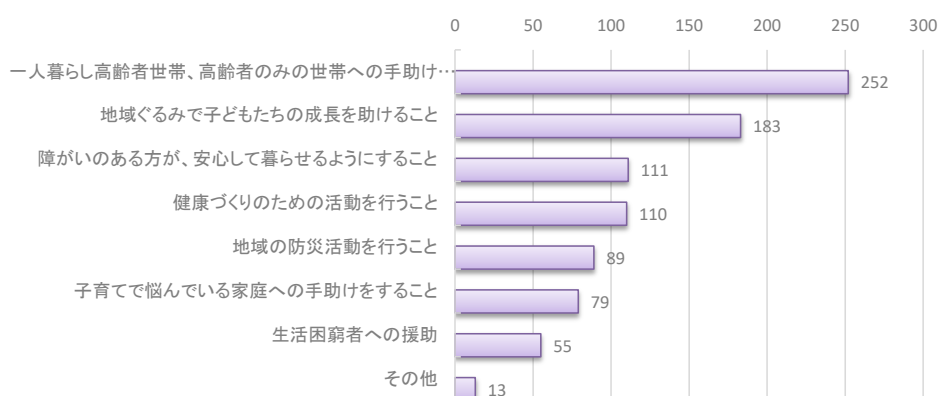
必要だと思う	268
どちらとも言えない	79
必要だと思わない	12
回答なし	4
	363



隣近所の関係が希薄化する中、災害等での助け合いの必要性を感じている現状があります。

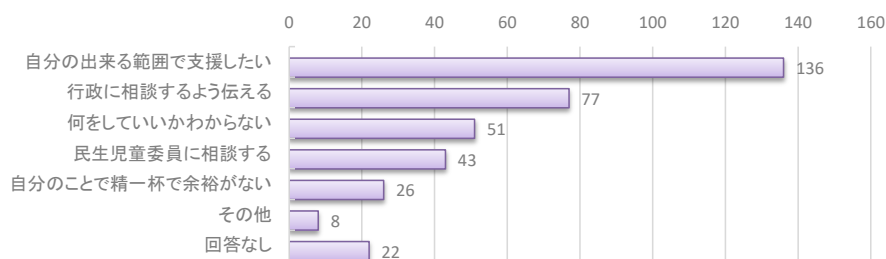
(隣近所での助け合いに肯定的な方への再質問)

問12 今後、地区で協力して取り組んで行くことが、必要と思うこと



「隣近所での助け合いが必要」と回答された方が、地区で取り組む必要と思うことは、「一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯」への支援と、「地域ぐるみで子育て」を必要と考えています。

問13 近所に問題を抱えている人がいた場合の対応



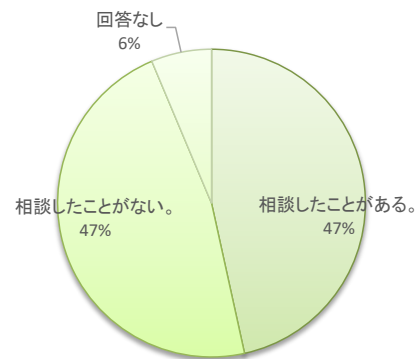
近所に問題を抱えている人がいた場合、まず、自分でできることを支援すると回答しています。
隣近所との付き合いが希薄化している中、個人では助けたいと思う気持ちが高いようです。

4 心配事の相談先等

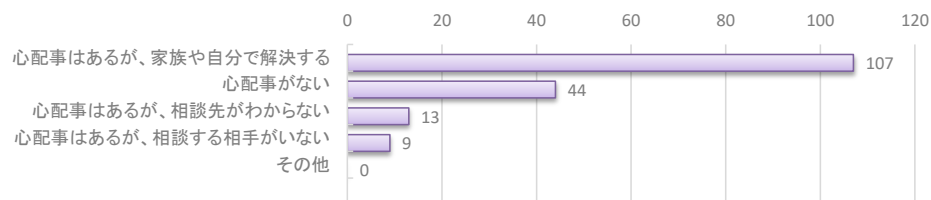
問14 心配事などの相談状況

相談したことがある。	169
相談したことがない。	171
回答なし	23
	363

心配事を相談したことがあるかについては47%がない、47%があると回答しています。

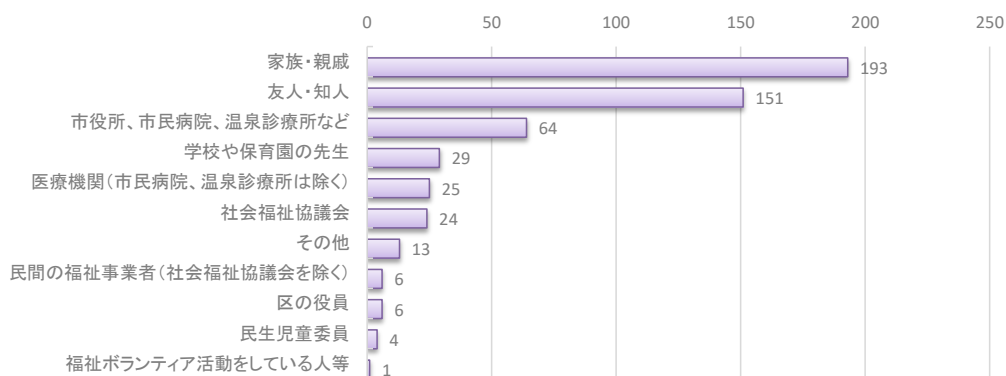


問14-2 「相談したことがない」方へ、その理由



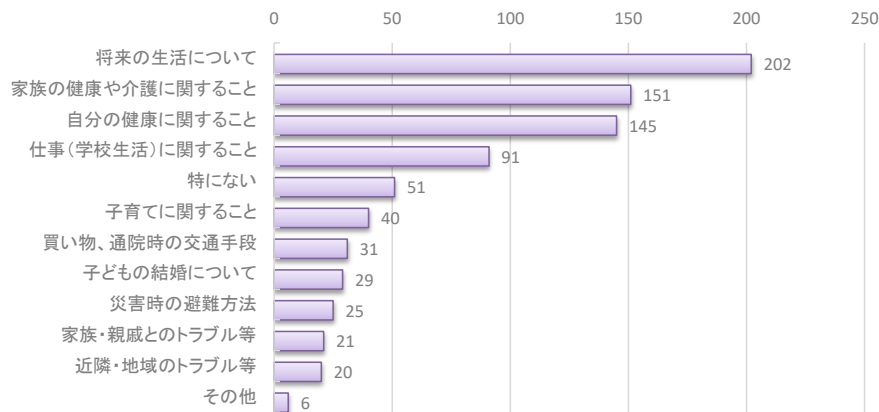
相談したことがない方は、ほとんどが自分や家族で解決しています。

問15 「相談したことがある」方へ、相談先



心配事の相談先は、まずは身近な方に相談しているようです。

問16 現在心配していること

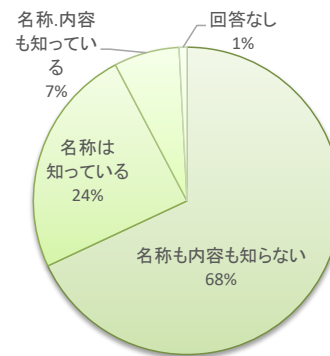


自分や家族に健康等、将来に不安を抱えている方が圧倒的に多いことがわかります。

5 生活困窮者自立支援制度

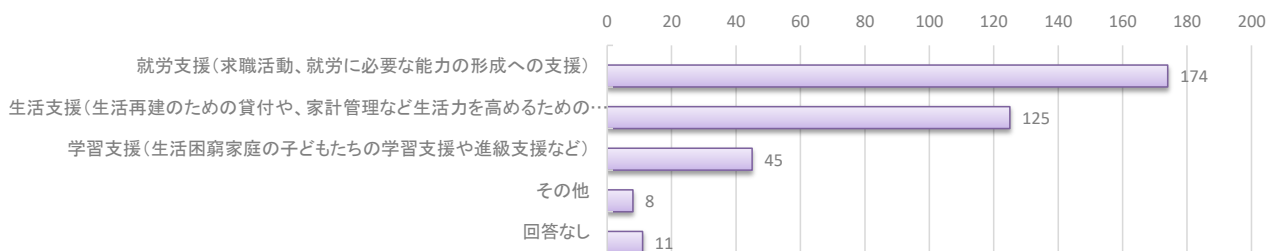
問17 「生活困窮者自立支援制度」の認知度

名称も内容も知らない	247
名称は知っている	88
名称、内容も知っている	25
回答なし	3
	363



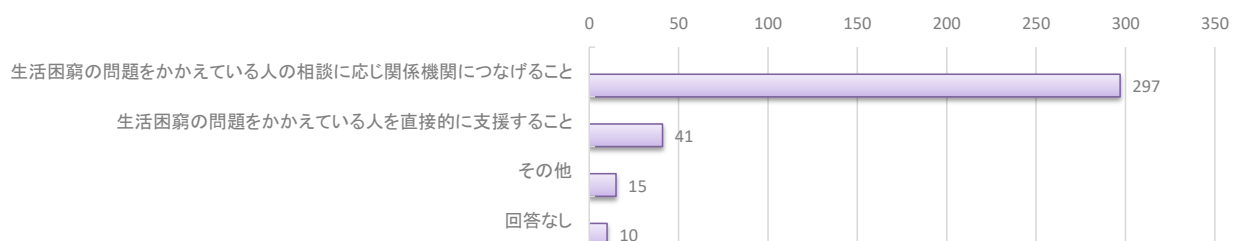
68%の方がこの制度を知らないと答えています。

問18 生活困窮の問題や支援制度について、具体的に必要な支援



求職活動などの就労支援が最も多く回答されています。

問19 生活困窮者に対し地域でできること



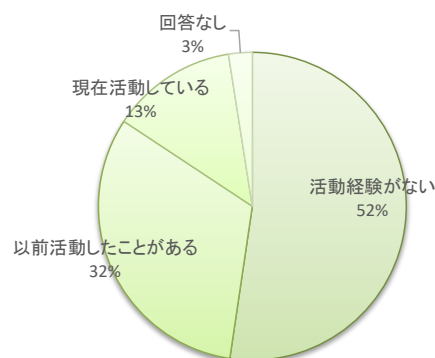
生活困窮者に対して地域でできることは、行政等関係機関に繋げることであると考えることが分かります。

6 ボランティア活動、地域活動等への参加状況等

問20 ボランティア活動への参加状況

活動経験がない	190
以前活動したことがある	116
現在活動している	48
回答なし	9
	363

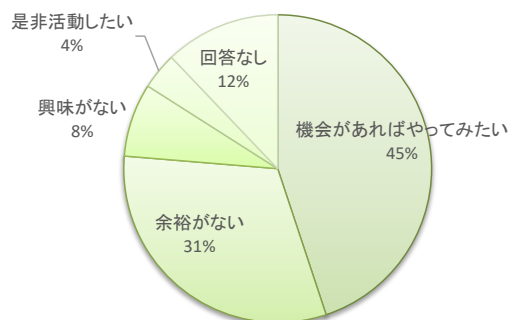
ボランティア活動未経験者が52%であり、まだまだボランティア活動が浸透していない現状がうかがえます。



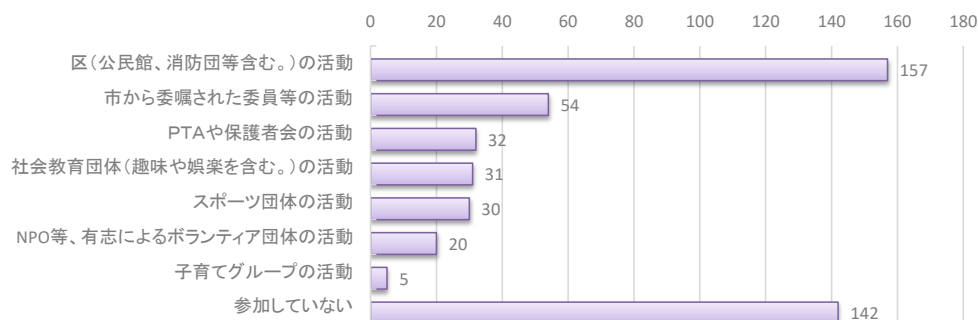
問20-2 今後のボランティア活動への参加意思

機会があればやってみたい	163
余裕がない	114
興味がない	28
是非活動したい	14
回答なし	44
	363

機会があればやってみたい方がいる中、余裕がないため参加できない方も多くいることが分かります。



問21 地域活動などへの参加状況

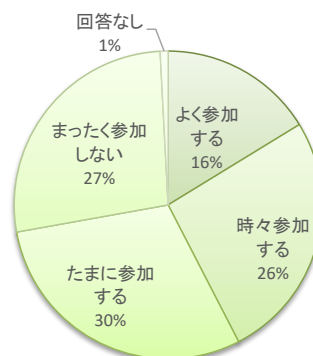


区の活動に参加している方が多くいる中、参加していない方も多くいます。

問22 地区の行事への参加状況

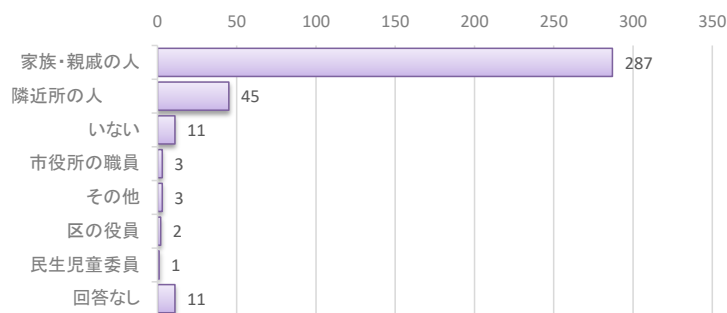
よく参加する	59
時々参加する	95
たまに参加する	108
まったく参加しない	98
回答なし	3
	363

区の行事については、ほぼ4等分された結果が出ました。72%の方が地区行事に参加しています。



7 災害時の支援

問23 被災した時に援助してくれる人

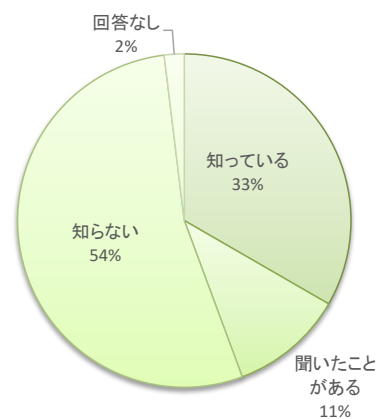


被災時の支援者は、「家族・親戚」が最も多い状況です。

問24 「災害時支えあい台帳」の認知度

知っている	121
聞いたことがある	40
知らない	195
回答なし	7
	363

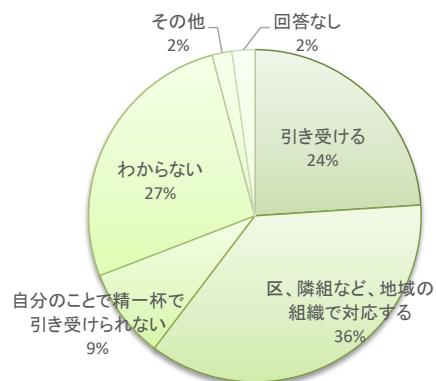
令和元年10月現在、台帳整備済の区は66%です。



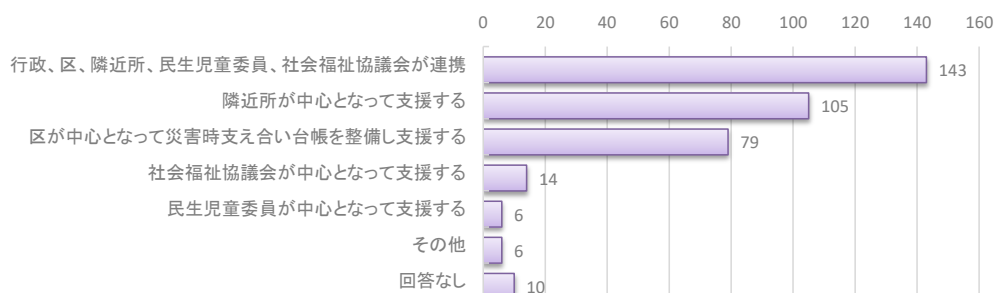
問25 「避難支援者」としてお願いされた場合の対応

引き受ける	87
区、隣組など、地域の組織で対応する	132
自分のことで精一杯で引き受けられない	32
わからない	97
その他	7
回答なし	8
	363

「組織で対応する」と回答した方が圧倒的に多く、自分のことで手一杯と回答する方もいます。



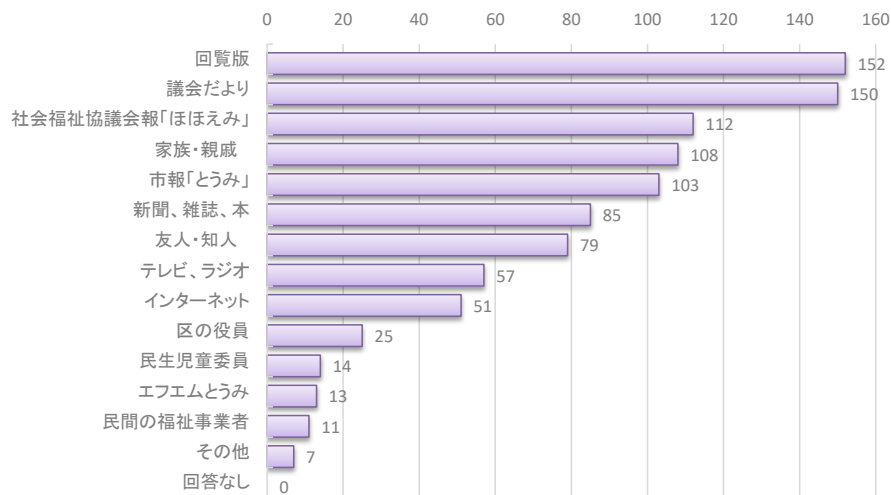
問26 災害や緊急時の安否確認や支援を行うための体制



災害時の安否確認や支援方法は、行政や区などの関係機関、隣近所、地域が連携し支援するという方が多数を占めました。

8 関係情報の取得先

問27 福祉に関する情報の取得方法



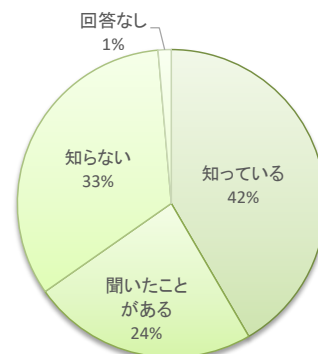
情報の入手先は、広報、回覧板、新聞、雑誌、会報、家族からが主なものとなっています。

9 成年後見制度について

問28 「成年後見制度」の認知度

知っている	151
聞いたことがある	86
知らない	121
回答なし	5
	363

アンケート提出者の約6割が内容等を知らないと答えました。

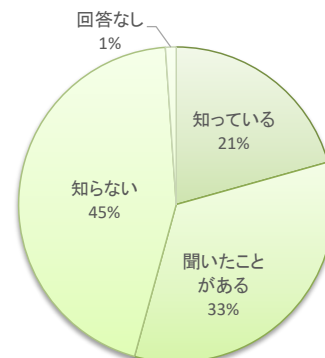


10 再犯防止法について

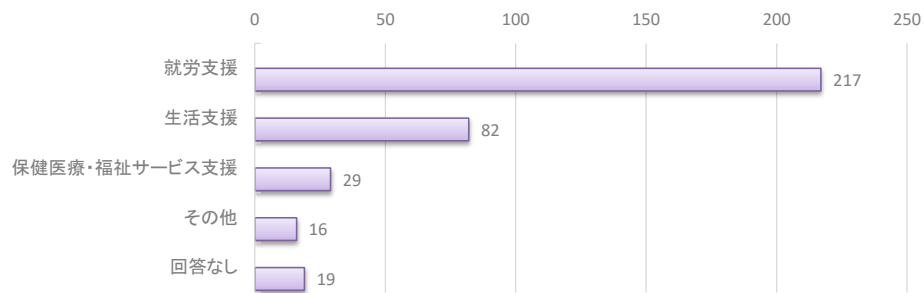
問29 「再犯防止法」の認知度

知っている	75
聞いたことがある	122
知らない	162
回答なし	4
	363

アンケート提出者の約半数が内容等を知らないと答えました。



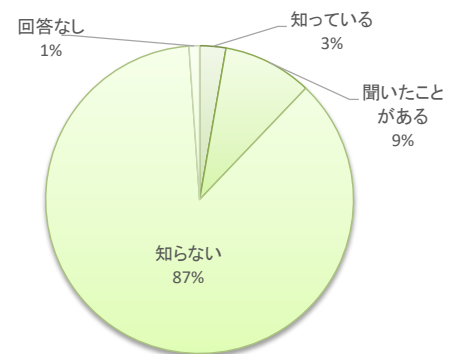
問30 再犯防止の具体的な支援



問31 「更生保護サポートセンター」の認知度

知っている	10
聞いたことがある	34
知らない	315
回答なし	4
	363

認知度が低いことがわかります。



＜アンケート調査および地域福祉計画懇談会の結果分析＞

長野大学 社会福祉学部 合田盛人
東御市 健康福祉部 福祉課 福祉推進係

1. アンケート調査の選択式回答から

アンケート結果から、単身世帯や高齢者だけの世帯が増加している中で、ライフスタイルの変化や昨今の様々な災害等で、地域の助け合いの重要性が改めて認識されてきていると思われます。

特に、地域における高齢化の心配や地域でのお付き合い、障がいがある方の暮らしやすさも大切であると感じながらも、その状況に満足感が低い状況であることがわかります。

子育てに関することについては、公的な支援事業の充実を期待しているとれる結果となりました。

地域での助け合いや人との結びつきが大切であること、また、行政等の公的支援がしっかり地域と人をバックアップし、「共に支え合い、みんなが元気に暮らせるまち」「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」づくりに取り組むことがより課題として浮き彫りになる結果となりました。

2. アンケート調査の自由回答と地域福祉計画懇談会の意見から

次に、アンケート調査にお書きいただいた自由記述と地域福祉計画懇談会で出されたご意見について、特に地域住民の方の要望などの強い意見が出ていると考えられる言葉を中心に、分析ソフトを用いて解析を行いました。解析の結果をもとに、もとの意見を読み返す作業を繰り返して、次のように地域住民の方々のご意見を読み解きました。

「市では高齢者が増加しており、車を運転しない人や免許証を持っていない人にとっては、医療機関への受診や買い物などの移動手段が少ない。地域コミュニティバスではコースや時間帯が少なく、タクシーでは料金が高く賄えない。車を運転しない人も安心して暮らせるまちづくりが必要である。また、子どもが元気で明るく、安心して育てられるように教育も含めて支援が必要である。市の対策として、ワイン特区だけではなく子育て特区というアイデアが必要ではないか。さらに、いざ困ったときにどこへ相談に行けばいいのか場所もわからない。地域住民の多くが、どのような福祉の制度やサービスがあるのかを知らない。高齢者世帯は、経済的余裕もなく、スマートフォンやパソコンでの情報収集が難しい。地域住民に対して、福祉に関する情報が十分に周知さ

れていない。このような現状で、市がより良い市になってもらいたいということから、行政には大きな期待をしている。」

昨今、相次ぐ高齢ドライバーの事故について、免許証返納などの論議がされています。免許証を返納した場合や何らかの理由で移動が困難になった場合、買い物や通院などの交通手段については、地域コミュニティバスだけではなく、さまざまな方策を考えていかなければならないと考えられます。「どこへ相談に行けばいいのか場所もわからない。地域住民の多くが、どのような福祉の制度やサービスがあるのかを知らない」というご意見があるようです。福祉情報の発信は現在も行われていますが、地域住民一人ひとりに確実に届けられるように、発信の回数や方法などさらなる方策が必要だと考えられます。また、地域住民の意見に「行政には大きな期待をしている」とありますが、前回の第3次地域福祉計画策定の際に実施されたアンケート調査の結果からも、今回の結果と同じように自助の傾向が高く、自助の次は互助よりも共助、公助の方を求めている傾向がみられました。今後の地域福祉、社会保障のあり方については、「自助・互助、共助、公助の仕組みづくり」が基本となり重要とされています。市による福祉制度やサービスの向上とともに、一番身近な近隣での助け合いの仕組み作りが今後必要だと考えられました。

(参考)

- ・自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持
- ・互助：インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等
- ・共助：社会保険のような制度化された相互扶助
- ・公助：所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

『平成 20 年度地域包括ケア研究会報告書』より

● 地域福祉計画懇談会

社会福祉法第 107 条では、「市町村は、地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」とされています。

本計画を策定するにあたり、福祉関係団体等との懇談会（グループワーク）を実施しました。また、策定委員の中でも同様のグループワークを行いました。

これにより、主に数値的に測れるアンケートと、具体的な思いや考えをくみ取ることができるワークショップで、本計画の策定をより深めることができました。

【懇談会・グループワークの趣旨と内容】

基本理念である「共に支えあい、みんなが元気に 暮らせるまち」をテーマに、ワールドカフェというグループワークを行いました。

ワールドカフェとは、少人数での自由な対話を行い、ほかのグループの意見や思いを共有することで、全体の意見や知識を集めることができる新しいワークショップの一つです。

【地域福祉計画策定に係る懇談会】

日時：令和元年 10 月 22 日（火・祝） 午後 2 時 30 分から 3 時 30 分まで

会場：東御市総合福祉センター 3 階講堂

参加者：策定委員を選出している各福祉団体等の役員等 12 名

懇談会では、基本理念から連想されたキーワードの「安心」「笑顔」「コミュニティ」の 3 つをテーマにグループに分かれ、連想されるイメージや思いを出し合いました。

『基本理念から連想されたキーワードとその思い』

* コミュニティ

- ・近所付き合いが交流の場となり、仲間を作り、地域がまとまる
- ・困ったときは、隣近所の助けあいが頼りになる

* 笑顔

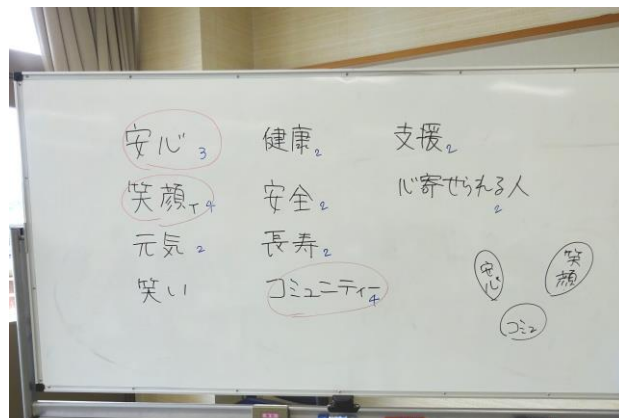
- ・「ありがとう」のひと言が人の心を温かくする
- ・明るい家庭は子どもが明るく育ち、地域を元気にする
- ・優しさ、人を思う気持ちは社会貢献につながる
- ・笑顔は人をなごませる。笑顔を忘れない。笑顔の施し

* 安心

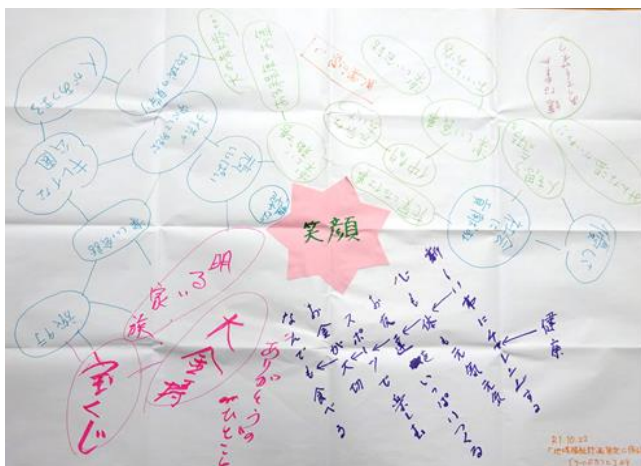
- ・隣近所のつながりが安心感を得られる
- ・地域での声かけ、見守り、助けあいが大事



ワールドカフェを楽しむための約束事を説明しています



基本理念から連想されるキーワードは、こんな言葉も



キーワードからたくさんのイメージが連なりました



次第に活発に自由な意見が出始めてきました

【地域福祉計画策定委員会におけるグループワーク】

日時：令和元年 10 月 25 日（金） 午後 2 時 30 分から（策定委員会閉会后）

会場：東御市総合福祉センター 3階講堂

参加者：策定委員 8 名

このグループワークでは、懇談会で出されたキーワードの「コミュニティ」と「笑顔」をテーマに2つのグループに分かれ、連想されるイメージや思いを出し合いました。

『基本理念から連想されたキーワードとその思い』

* コミュニティ

- ・公民館の開放による井戸端会議は、地域のつながりに結びつく
- ・大人と子どもが一緒になって文化の継承（しめ縄づくりなど）をすることで顔がわかる関係になり、地域のきずなが深められる
- ・公民館・集会所を利用し、高齢者が小学生の勉強サポートをすることによって、居場所づくりになる

*安心

- ・「防災」「健康」「老後」「生きがい」「治安」どれも大事
- ・近所のつながりは地域力になる



他のグループの思いや意見を共有します



策定委員でのグループワークの様子

<連想されるイメージや思い>

- 隣近所のつながりがとても大切である
- 病院や買い物ができる場所が近くにある
- 子どもがみんな元気である ○仕事ができ、生活が安定する
- 女性の地位向上 ○就労できることで、収入が得られて安心
- 生活の安定は安心につながる ○助け合いで笑顔が増える
- 子どもが安心して遊べる ○ありがたいの一言で笑顔になれる
- 明るい家庭には笑顔がある ○楽しい会話・楽しい食事・楽しい職場
- 人を思う気持ち ○地域の見守りが安心を作る
- 心も体も元気 ○地域文化の伝承 ○地域での居場所づくり
- 情報交換の大切さ ○地域のまとまり ○困ったときの他人
- 顔がわかる関係 ○お友達をいっぱい作る

【まとめ】

グループワークにより出された意見をまとめ、グループごと発表しました。

- ☆キーワードは違えども、同じような思いが根底にあることが分かった
- ☆安心して笑顔で暮らせるコミュニティづくりがますます重要になってくる
- ☆希薄になりつつある「地域で協力する」ことの大切さ
- ☆子どもから高齢者までみんなが主役であることに気づいた
- ☆子どもが外で遊び、地域がつながる環境が必要だと感じた

《一部掲載》

● 地域福祉計画策定経過

日 時	内 容	備 考
平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 3 時～	東御市地域福祉計画打合せ ・計画策定について	・長野大学
2 月 26 日（火） 午前 11 時～	第 1 回庁内調整会議 ・計画策定について	・庁内関係部署
2 月 27 日（水） 午後 1 時 30 分～	東御市地域福祉計画推進会議 ・計画策定の説明、協力依頼	・推進委員 ・庁内関係部署
令和元年 7 月 2 日（火） 午後 1 時 30 分～	東御市地域福祉計画打合せ ・計画策定について	・長野大学
7 月 11 日（木） 午前 9 時～ 午後 3 時～	第 2 回庁内調整会議 ・計画策定について	・庁内関係部署
7 月 16 日（火） 午後 1 時 30 分～	第 1 回東御市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画概要説明 ・アンケート内容の確認	・策定委員 ・長野大学
8 月 20 日（火）～ 9 月 6 日（金）	アンケート実施 ・無作為抽出により 1,000 人に発送	
9 月 19 日（木） 午後 3 時 30 分～	東御市地域福祉計画打合せ ・アンケート結果考察について	・長野大学
10 月 22 日（火） 午後 1 時 30 分～	福祉関係団体との懇談会 ・共に支えあい、みんなが元気に暮ら せるまち（ワールドカフェ）	・福祉関係団体
10 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～	第 2 回東御市地域福祉計画策定委員会 ・アンケート結果の説明 ・素案協議 策定委員の懇談会 ・共に支えあい、みんなが元気に暮ら せるまち（ワールドカフェ）	・策定委員 ・長野大学
11 月 15 日（金） 午後 3 時 30 分～	第 3 回庁内調整会議	・庁内関係部署

日 時	内 容	備 考
11 月 19 日（火） 午後 3 時～	第 3 回東御市地域福祉計画策定委員会 ・ 原案協議	・ 策定委員 ・ 長野大学 ・ 庁内関係部署
12 月 23 日（月）	東御市地域福祉計画打合わせ ・ 懇談会、アンケート考察確認	・ 長野大学
12 月 25 日（水）～ 令和 2 年 1 月 23 日（木）	パブリックコメントの実施	
パブリックコメント 終了後（随時）	庁内調整打ち合わせ ・ パブリックコメント結果について ・ 原案確認	・ 庁内関係部署
2 月 28 日（金）	パブリックコメント結果について ・ 原案確認	・ 長野大学
3 月 3 日（火） 午後 1 時 30 分～	第 4 回東御市地域福祉計画策定委員会 ・ パブリックコメント結果について ・ 原案承認	・ 策定委員 ・ 長野大学

資料 地域福祉計画策定経過

● 東御市地域福祉計画策定委員会委員名簿（敬称略、委嘱時の役職で掲載）

氏 名	役 職 等	備 考
永井 盛夫	田中地区副区長会長	
長岡 二男	滋野地区副区長会長	
峯村 文博	祢津地区副区長会長	
中村 至	和地区副区長会長	
中堀 正男	北御牧地区副区長会長	
高岡 久章	東御市社会福祉協議会	
翠川 昌博	民間社会福祉事業者	会長
小林 和利	東御市ボランティア連絡協議会会長	
塚原 静子	東御市民生児童委員協議会民生児童委員	副会長
岡田 和子	東御市民生児童委員協議会主任児童委員	
柳澤 芳夫	東御市身体障害者福祉協会副会長	
唐澤 光章	東御市高齢者クラブ連合会会長	
高木 晴香	東御市手をつなぐ育成会副会長	
依田 俊良	東御市議会議員	
依田 尚子	東御市保健補導員会理事	

合田 盛人	長野大学 社会福祉学部 准教授	助言者
-------	-----------------	-----

● 東御市地域福祉計画策定委員会設置規程

平成 18 年 3 月 24 日

告示第 13 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定による市町村地域福祉計画を策定するにあたり、同条の規定により、あらかじめ住民及び社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、東御市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 福祉団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日告示第 42 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

● 東御市地域福祉計画推進委員会設置規程

平成 20 年 2 月 15 日

告示第 6 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により策定した東御市地域福祉計画を推進するにあたり、この計画の進行管理を行うとともに、地域福祉の推進に必要な活動を協働で行うため、東御市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 福祉団体
- (5) 関係団体
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日告示第 43 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

● 用語の解説

あ行 いきいきサロン

地域住民（高齢者、障がい者等、誰もが）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画・運営することで、生きがいつくりや仲間づくりの輪を広げる活動。

育児サークル

区毎の入園前の子どもとその保護者（特に母親が中心）による育児グループ。役員を選出し、親子で楽しめる行事などを年間で計画し、親子交流を図り、季節の行事や消防署見学等を実施している。事務局は子育て支援センターに置く。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）から構成されている。経済・社会・環境の諸問題を総合的に解決することの重要性が示されている。

音声言語障がい

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのひとつ。言語障がいは「音声機能の障がい」と「言語機能の障がい」とがあり、音声機能の障がいとは、音声や構音（発音）、話し方の障がいのことで、言語機能の障がいとは、ことばの理解や表現の障がいのことをいう。定義的には、言語障がいと同一の名称である。

か行 介護保険サービス（介護サービスは略称）

介護認定された介護度と本人の希望を基に、ケアマネジャー^(*)などにより作成された個別支援計画（ケアプラン）に基づき提供されるサービス。

家庭児童相談員

市の福祉事務所に置かれる、家庭における児童の養育に関する相談に応じる相談員。

協働

同じ目的のために協力して働くこと。市民と行政が対等の立場で協力しあって行動すること。

ケアマネジャー

介護支援専門員。介護保険法に基づき、要介護者からの相談に応じ、希望や心身の状況から適切なサービスが利用できるよう介護計画を作成し、サービス事業者と連絡調整を行う者。

権利擁護

対象とする方の基本的人権が侵害されている、又は侵害される可能性がある場合に、その人の権利を擁護すること。福祉に関する制度には、成年後見制度^(*)や、日常生活自立支援事業^(*)などがある。

更生保護サポートセンター（さぽせん）

保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。

合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと定め、それぞれの年齢の出生率を合計することで、一人の女性が一生に産む子どもの数を求めたもの。

合計特殊出生率＝{母の年齢別出生数÷年齢別女性人口}の合計

災害時支えあい台帳

災害発生時に、自力で避難する事が難しく避難に支援を必要とする人（要援護者）と、避難の手助けをしてくれる支援者を登録台帳にしたもの。東御市では区ごとに作成をお願いしている。

災害時対応マニュアル

災害時に防災・緊急対応や被災時の救援・復旧復興活動に取り組むための手引き書。

視覚障がい

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、メガネやコンタクトレンズなどのいかなる手段で視力を矯正しても、視力や視野狭窄の状態がある一定以上は復活しない状態のこと。

肢体不自由

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、肢体、すなわち四肢および体幹〔胴体と頸部（けいぶ）〕の運動機能に持続的な障がいのある人をいう。

自立支援

介護福祉の分野では、対象者の日常生活動作の自立に向けた支援などを指して用いられることが多いが、身体的な自立に限らず精神面での自立を支援することや、対象者の主体性や意向を尊重することも自立支援に含まれる。

ホームレス、障がい者、一人親家庭、生活保護受給世帯など社会的弱者と言われる方の支援の分野では、「就労促進」もその一つである。

自立支援医療（精神通院医療）

障害者自立支援法（現障害者総合支援法）施行に伴い、平成 18 年 4 月 1 日から自立支援医療（精神通院医療）が実施されている。精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度（入院医療費は対象外）。

信州型自然保育

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、生きがいを中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児保育のこと。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて認定された身体障がい者に都道府県知事が交付する手帳。障がいの内容や等級が記される。また等級により福祉機器の交付、医療費の助成、交通機関利用料の減額などの各種福祉サービスが受けられる。交付には指定医の診断書・意見書が必要。

《障がい種別》・視覚障がい・聴覚または平衡機能の障がい・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい・肢体不自由（上肢）：欠損又は機能の障がい・肢体不自由（下肢）：欠損又は機能の障がい・肢体不自由（体幹）・肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）：上肢機能、移動機能・心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・ぼうこう又は直腸の機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい 《等級》1 級～6 級 各種別ごとに 1 級から 6 級ないし 7 級に区分される。（手帳の交付は 6 級まで）数字が小さいほど重度。

生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月 1 日施行。現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある者で、自立が見込まれる者を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習等さまざまな面で支援する。

生活就労センター（まいさぼ）

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個々人の状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供につなげたり、就労支援等を行う自立相談支援機関。長野県では市と共同して「生活就労支援センター」の愛称を「まいさぼ」と統一している。

精神障がい者

精神保健福祉手帳や医師の診断書等により、躁うつ病、統合失調症その他の精神性疾患を有していることが確認できる者をいう。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者^(*)を除く。）の、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいた障がい程度を認定し、福祉施策の根拠となる手帳。交付には医師の診断書等が必要。

生産年齢

生産活動（人間の経済活動のなかで土地や原材料などから人間の何らかのニーズを満たす商品を作ること）ができる年齢。通常 15 歳以上 65 歳未満をいう。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、不動産、預貯金などの財産管理や身の回りの介護サービスなどの契約等をする際に本人を代理し、支援する制度。

多職種連携会議

医療・介護に関わるさまざまな職種が参加し、互いの仕事についての理解を深め、連携を強化するための意見交換等をする会議。

地域包括支援センター

地域における高齢者等がその人らしく生きる（心身の健康保持及び生活の安定）ために必要な援助を行うことで、その保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援するところ。

地域ケア推進会議

個別のケア会議や多職種が関わる会議等で、検討された課題を基に地域の共通課題を整理し、整理した地域の共通課題に対して、解決方法を探る。

知的障がい

知的機能に制約があること、適応行動に制約を伴う状態であること、発達期に生じる障がいであることで定義され、日常生活や学校・社会生活の上で行動などに支障があることを指す。

聴覚障がい

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、聴こえの能力に障がいのある状態。一般的には、外耳から大脳皮質の聴覚野に至る聴覚伝達回路に何らかの障がいがあって、聞こえにくくなっている、聞こえない状態（聴覚感度の低下）、又は聞き分けにくくなっている状態（聴覚的弁別力の低下）と定義する。

特別保育

延長保育、休日保育、一時保育など、一般の保育所運営（保育認定時間内の保育所事業）以外の事業のこと。

内部障がい

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの6つの障がいの総称。

にこにこヘルスサポーター

介護予防の実践に関する知識と実技の提供のできる人材として育成しているサポーターのこと。介護予防と地域の支えあいを実現するために、地域での活動の展開を目指し、講座の開催や実践の支援している。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活ができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うもの。

日赤奉仕団員

日本赤十字社への寄付による活動資金で献血推進、高齢者の支え合い、子育て支援など、人道的活動を行うための団員。各区に設置。

認知症初期集中支援チーム

認知症専門医、保健師、社会福祉士等の複数の専門職がチームとなり、地域包括支援センターに配置。認知症またはその疑いのある方のお宅を訪問し、今後の対応などを一緒に考え、必要な情報提供を行い、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるような支援を行う。

認知症地域支援推進員

認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する者で、地域包括支援センターに配置。認知症の容態に応じて必要な医療や介護サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う。

発達障がい児

発達障がいとは、発達障害者支援法に定められた、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現する障がい。発達障がい児とは、発達障がい者のうち18歳未満の者をいう。

フレイル

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下した状態。フレイルの時期に、適切な介入・支援を行うことにより、生活機能を維持向上できる可能性がある。

福祉運営委員

地域の福祉活動を推進するため、各区(社会福祉協議会の各支部)が設置。いきいきサロンなどを行う。

は行

保護司

地域と実法とを理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協力して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の基幹・団体との連携等を実施する者。

ポータルサイト

ポータルサイトとは、インターネット上の様々なサービスや情報を集約して簡単にアクセスできるようにまとめた、利用の起点となるサイトのこと。

母子父子自立支援員

市の福祉事務所に置かれる、ひとり親家庭の親等の自立に関する相談に応じる相談員。

ま行

民生児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。

「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。

また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。（正式には、民生委員・児童委員という。）

や行

要配慮者

特に災害時に、一人で危険回避行動や避難行動をとることが難しく、避難生活、生活の再建、復旧活動において、他者による援護を必要とする方々のことを指す（＝災害弱者）。厚生労働省が平成 19 年度に各市町村で支援の方針を策定するよう呼びかけた。

ら行

療育手帳

療育手帳制度により、児童相談所又は知的障害者更生相談所において交付される手帳。長野県療育手帳制度要綱に基づいた障がい程度を認定し、一貫した療育、相談、援助が受けやすくなる。申請手続きは、市福祉事務所でもできる。

《認定区分の例》 A 1＝重度の知的障がい（IQ35 以下） A 2＝中度の知的障がい（IQ36～50）であって、3 級以上の身体障がいを合併している人 B 1＝中度の知的障がい（IQ36～IQ50） B 2＝軽度の知的障がい（IQ51～IQ75）

第4次東御市地域福祉計画

発行年月 令和2(2020)年3月

発行・編集 東御市健康福祉部福祉課
 (東御市総合福祉センター)

〒389-0502 長野県東御市鞍掛 197 番地

電話 0268-64-8888(代表) FAX 0268-64-8880